

静岡県情報化基本計画  
「新ふじのくに ICT 戦略」

平成 26 年 3 月

静 岡 県



## ごあいさつ



県では、平成23年に、高度情報化基本計画「ふじのくにICT戦略」を策定し、「誰もが、いつでも、どこでも、情報でつながる“ふじのくに”づくり」を基本目標に、光ファイバ網の整備促進や電子自治体の高度化、県民生活の利便性向上などに一定の成果を上げてきました。

一方、クラウド・コンピューティングやスマート・デバイスの急速な普及など、最近のICT（情報通信技術）の発展は目覚ましく、今や私たちの経済社会活動は、高度な情報通信技術なしには成り立たないといっても過言ではありません。

ICTは、あらゆる分野・領域に活用できる道具として経済を成長させる原動力となっており、国や地方自治体においても、ICT分野の急速な発展に的確かつ迅速に対応し、活用していくことが求められています。

県では、こうしたICTの新たなトレンドや社会課題に対応するため、県政の基本方針である「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」をICTにより支援することを目標として、静岡県情報化基本計画「新ふじのくにICT戦略」を策定しました。

本計画では、「ICTの利活用による安全・安心で快適な暮らし」や「地域や産業の活性化」など4つの施策展開の柱の下、災害発生時に情報をクラウド化し共有する防災情報インフラの構築、外国人観光客のための無線インターネット接続環境の整備、行政機関の情報を民間が活用する「オープンデータ」や自治体クラウドの推進など、新たな施策に積極的に取り組んでまいります。

また、引き続き、防災・医療・教育などの暮らしや産業、行政におけるICTの利活用を推進するとともに、こうした取組を支え、時間や距離の制約を越えた多様な交流や迅速な対応が行えるよう情報通信基盤の整備を促進し、豊かで快適な県民生活の実現を図ってまいります。

本計画の着実な推進のためには、オール静岡で取り組んでいくことが大切です。県民の皆様には、計画の趣旨を御理解いただき、一層の御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をお寄せいただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

静岡県知事 川勝平太



# 第1部 新ふじのくにICT戦略の基本理念

<b>I</b>	<b>前ふじのくにICT戦略の成果</b> . . . . .	1
1	ICT利活用の促進 . . . . .	1
2	情報通信基盤の整備促進 . . . . .	2
3	安心・安全な情報利用環境の実現 . . . . .	2
<b>II</b>	<b>社会経済情勢の変化とICT分野の技術的发展</b> . . . . .	4
1	社会経済情勢の変化 . . . . .	4
2	ICT分野の技術的发展 . . . . .	4
<b>III</b>	<b>新ふじのくにICT戦略の基本目標と3つの視点</b> . . . . .	6
1	基本目標 . . . . .	6
2	戦略の3つの視点 . . . . .	6
3	施策展開の4つの柱と各柱における数値目標 . . . . .	7
(1)	ICTの利活用推進による安全・安心で快適なくらしの実現 . . . . .	7
(2)	ICTの利活用推進による地域の活性化、産業の活性化 . . . . .	7
(3)	日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携 . . . . .	8
(4)	ICTの利活用推進を支える基盤の強化 . . . . .	8
4	計画期間 . . . . .	8
<b>IV</b>	<b>施策展開の方向</b> . . . . .	9
1	ICTの利活用推進による安全・安心で快適なくらしの実現 . . . . .	9
1-1	ICTを活用した防災対策の強化 . . . . .	10
1-2	ICTを活用した教育の充実 . . . . .	10
1-3	暮らしと環境に役立つICTの活用 . . . . .	10
1-4	ICTを活用した医療福祉体制の構築 . . . . .	11
1-5	ICTを活用した交通インフラの機能強化 . . . . .	11
1-6	ICTを活用した犯罪・事故対策の推進 . . . . .	11

2	ICTの利活用推進による地域の活性化、産業の活性化	12
2-1	地域の活性化	12
2-2	産業の活性化	13
3	日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携	14
3-1	暮らしに役立つ行政情報の提供	15
3-2	県民の行政参加の推進	15
3-3	行政手続のオンライン化の推進	15
3-4	スマートICTをベースとした電子県庁の進化	15
4	ICTの利活用推進を支える基盤の強化	17
4-1	情報通信インフラの整備促進	17
4-2	情報セキュリティと安全・安心な利用	18

## 第2部 新ふじのくにICT戦略の施策展開

<b>I</b>	<b>ICTの利活用推進による安全・安心で快適なくらしの実現</b>	19
I-1	ICTを活用した防災対策の強化	19
I-1-1	災害時の情報共有・県民への情報伝達の推進	19
I-2	ICTを活用した教育の充実	23
I-2-1	学校教育の情報化の推進	23
I-2-2	社会教育の情報化の推進	26
I-2-3	県民の情報リテラシーの向上	28
I-3	暮らしと環境に役立つICTの活用	30
I-3-1	暮らしと環境に関する情報の発信	30
I-4	ICTを活用した医療福祉体制の構築	33
I-4-1	安心医療の提供	33
I-4-2	いきいき長寿社会の実現	37
I-5	ICTを活用した交通インフラの機能強化	39
I-5-1	交通情報等の提供	39
I-6	ICTを活用した犯罪・事故対策の推進	41
I-6-1	安全・安心まちづくり	41
<b>II</b>	<b>ICTの利活用推進による地域の活性化、産業の活性化</b>	43
II-1	地域の活性化	43
II-1-1	文化芸術コンテンツの充実	43
II-1-2	富士山の情報提供戦略	45
II-1-3	スマートICT等を活用した観光情報の提供	46
II-1-4	地域の特性に応じた情報化の推進	47
II-2	産業の活性化	49
II-2-1	ふじのくに農芸品の充実・高付加価値化	49
II-2-2	情報通信産業の育成・ICT活用による地域産業振興	51
II-2-3	ICTを活用した新たなワークスタイル導入による雇用促進	52
II-2-4	オープンデータ・ビッグデータ活用による産業活性化	53

## **Ⅲ 日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携** . . . . . 56

Ⅲ－１	暮らしに役立つ行政情報の提供 . . . . .	56
Ⅲ－１－１	県ホームページの改善 . . . . .	56
Ⅲ－１－２	ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化 . . . . .	59
Ⅲ－１－３	ネットコンテンツの活用促進 . . . . .	61
Ⅲ－２	県民の行政参加の推進 . . . . .	63
Ⅲ－２－１	県政インターネットモニターやパブリックコメントの実施 . . . . .	63
Ⅲ－３	行政手続のオンライン化の推進 . . . . .	64
Ⅲ－３－１	申請・届出等手続のオンライン化の推進 . . . . .	64
Ⅲ－３－２	税の申告手続のオンライン化の推進 . . . . .	66
Ⅲ－３－３	公共事業の調達手続のオンライン化の推進 . . . . .	67
Ⅲ－３－４	公金の収納手続のオンライン化の推進 . . . . .	68
Ⅲ－４	スマートICTをベースとした電子県庁の進化 . . . . .	70
Ⅲ－４－１	仮想化を踏まえた新たなSDO環境の実現 . . . . .	70
Ⅲ－４－２	スマートデバイスを活用したワークスタイル変革 . . . . .	72
Ⅲ－４－３	新たな文書管理システムの導入 . . . . .	74
Ⅲ－４－４	統合型GISの利活用促進 . . . . .	75
Ⅲ－４－５	クラウドをベースとした業務システムの最適化 . . . . .	77
Ⅲ－４－６	自治体クラウドの推進 . . . . .	80
Ⅲ－４－７	総合行政ネットワーク（LGWAN）の活用 . . . . .	82

## **Ⅳ ICTの利活用推進を支える基盤の強化** . . . . . 83

Ⅳ－１	情報通信インフラの整備促進 . . . . .	83
Ⅳ－１－１	ブロードバンドの普及促進 . . . . .	83
Ⅳ－１－２	携帯電話の地理的情報格差の解消 . . . . .	87
Ⅳ－１－３	地上デジタル放送の利活用促進 . . . . .	88
Ⅳ－２	情報セキュリティと安全・安心な利用 . . . . .	89
Ⅳ－２－１	情報セキュリティに関する取組の強化 . . . . .	89
Ⅳ－２－２	ネット犯罪の防止 . . . . .	91

用語解説 . . . . .	93
----------------	----



# 第 1 部



# 第1部 新ふじのくにICT戦略の基本理念

## I 前ふじのくにICT戦略の成果

県では、平成23年に、高度情報化基本計画「ふじのくにICT戦略」を策定し、『誰もが、いつでも、どこでも、情報でつながる“ふじのくに”づくり』を基本目標に、「ICT利活用の促進」、「情報通信基盤の整備促進」、「安心・安全な情報利用環境の実現」を3つの柱として、各種の施策を展開してきた。これにより、光ファイバ網の整備促進や電子自治体の高度化、県民生活の利便性向上など、次のような成果を上げてきた。

※ICT（Information & Communication Technology：情報通信技術）

### 1 ICT利活用の促進

#### (1) 安心・安全・快適社会の実現

- ・ 防災情報の共有等について、従来の「静岡県総合防災情報支援システム（ASSISTⅡ）」から、平成23年7月に「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」に移行し運用を開始した。平成24年12月からは、災害時における避難の情報等の緊急速報メールでの配信を開始している。
- ・ 県立病院機構は、複数の中核病院と診療所との間で患者情報、診療情報を共有できるシステム「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を構築し、平成23年4月から本格稼働している。平成26年3月末現在で情報開示施設が14施設、参照施設が173施設となった。

#### (2) 電子自治体化の推進

##### ア 行政手続のオンライン化

- ・ 汎用電子申請システムは、平成23年11月に民間事業者が提供するクラウドサービスを利用した新システムに移行しコストの縮減を図った（平成24年度汎用電子申請利用率 15%）。
- ・ 地方税ポータルシステム（eL T A X）は、平成23年1月から所得税申告書等の地方団体への電子的送付（国税連携）業務が開始され、平成25年3月までに、県内すべての市町にて電子申告サービスが利用可能となった（平成25年3月末現在の法人税の電子申告率 52.6%）。
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービス（O S S）は、（社）日本自動車販売協会連合会静岡県支部によるO S S代行申請が浸透したことにより、平成25年3月末現在の利用率は73.5%、3月単月では70.3%と高水準を保持しており、全国1位となっている。

## イ 情報システム最適化の推進

- ・ 給与計算、予算編成システムをオープン化システムへ移行し、平成 23 年 4 月に大型コンピュータを廃止するとともにサーバの集約化等を進め、賃借料等経費を削減した（6 億 3 千万円）。
- ・ 県の I T 資産の効率的活用に向け、「業務別のシステム管理」から全体最適化の視点を加え「適材適所かつ効率的なシステム管理」を行うための静岡県情報処理基盤（インフラ統合）整備の基本計画を平成 24 年 3 月に策定し、25 年 10 月から、業務システムのプライベートクラウド化がスタートした。

## 2 情報通信基盤の整備促進

### (1) 光ファイバ網等の整備促進による情報格差の是正

- ・ 県内の情報格差を是正するため光ファイバ網整備推進事業に取り組んだ結果、平成 23 年度は 1 市、24 年度は 2 市、25 年度は 1 市 1 町において光ファイバ網が整備され、平成 25 年度末の光ファイバ網世帯カバー率の目標である 86%を達成した。

### (2) 地上デジタル放送への円滑な移行と利活用の促進

- ・ 地上デジタル放送への移行については、テレビ、ラジオ、ホームページ、県民だより、チラシ配布などあらゆる広報媒体を活用して地デジ移行への対応を促す P R を行った。また、利活用に関しては、データ放送により県政情報等を得られることを、ホームページ、チラシを活用して県民に周知した。

## 3 安心・安全な情報利用環境の実現

### (1) インターネット利用環境の向上

- ・ 有識者、携帯電話会社、N P O 法人、S N S 事業者等で構成した「静岡県ネット安全・安心協議会」を開催し、急速に普及するスマートフォンに対応するため、「静岡県のケータイ・スマホルール」リーフレットをリニューアルした。また、携帯電話を中心としたインターネットの安全利用のための、「小中学校ケータイ講座」、「大人のためのウェブチェック講座」等の事業を実施した。

### (2) 情報リテラシーの向上

- ・ I C T による地域活性化や地域情報化の推進を担える人材を育成するため、緊急雇用創出事業（未就職卒業者向け）として研修事業「I C T スキルとビジネススキルを合わせ持ったハイブリッド人材の育成業務」を委託して実施した。
- ・ 高齢者の情報格差解消に向け、市町が実施する高齢者向け携帯電話利用の安全教室及び操作講習会「シニア向けスマートフォン教室」の開催を支援した。
- ・ 障害のある人の I C T 利活用を支援するため、N P O と連携して県内 3 ヶ所の障害者

マルチメディア情報センターの運営、障害者在宅パソコン講習、ICTを活用した就労支援事業等を実施した。

**(3) 情報の保護**

- ・ 庁内情報システムの強固なセキュリティを確保するため、外部からの遠隔操作やデータの書換・削除などを遮断するなどのセキュリティ対策を実施し、不正アクセスや侵入を排除している。

# 社会経済情勢の変化とICT分野の技術的发展

## 1 社会経済情勢の変化

我が国は、1990年以降、急激なグローバル化の進展により、近年の経済発展が著しいBRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）や、ASEAN諸国との厳しい国際競争にさらされ、その結果、経済的優位性が失われ、国際的な地位が低下、先進国がかつて経験したことのない長期のデフレにより、20年以上に亘る日本経済の長期低迷を余儀なくされていた。

このような状況の中、2011年3月11日に東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。インフラ等の直接的被害額は約17兆円にも達し、現在も震災からの復旧・復興に国を挙げて取り組んでいる。

本県は、製造品出荷額全国4位（H24年）の全国有数なものづくり県であるが、輸出型産業の占めるウェイトが高く、海外経済や為替相場の変動の影響を大きく受け、円高、リーマンショックによる世界同時不況、東日本大震災等のマイナス要因により、製造品出荷額で、リーマンショック前の平成19年比で約20%の減少となっている。

平成24年の政権交代により発足した安倍政権は、日本経済を再生すべく、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、成長戦略という3本の矢を柱とした経済対策（アベノミクス）を打ち出した。特に成長戦略では、積極的にICTを活用することにより、新技術の開発や新産業の創出などのイノベーションを誘発することで、閉塞を打破し、日本を再生しようとしており、革新的な新産業・新サービスの創出等を柱とした『世界最先端IT国家創造宣言』を平成25年6月14日に閣議決定している。

今後の社会経済情勢の先行きについては、持ち直しの傾向にはあるものの、為替相場や海外経済の不確実性により変動する可能性がある。更には、平均寿命の延伸と少子化の進行を背景とした、急激なスピードでの高齢化、人口減少社会を迎えようとしている。

総務省は、ICT街づくり（スマートタウン構想）において、人口減少社会や高齢化社会対策において、我が国が抱える様々な社会課題の解決にICTを活用した取組を展開しており、今後、国民生活上の重要なライフラインとして、我が国の成長を牽引することが期待されている。

## 2 ICT分野の技術的发展

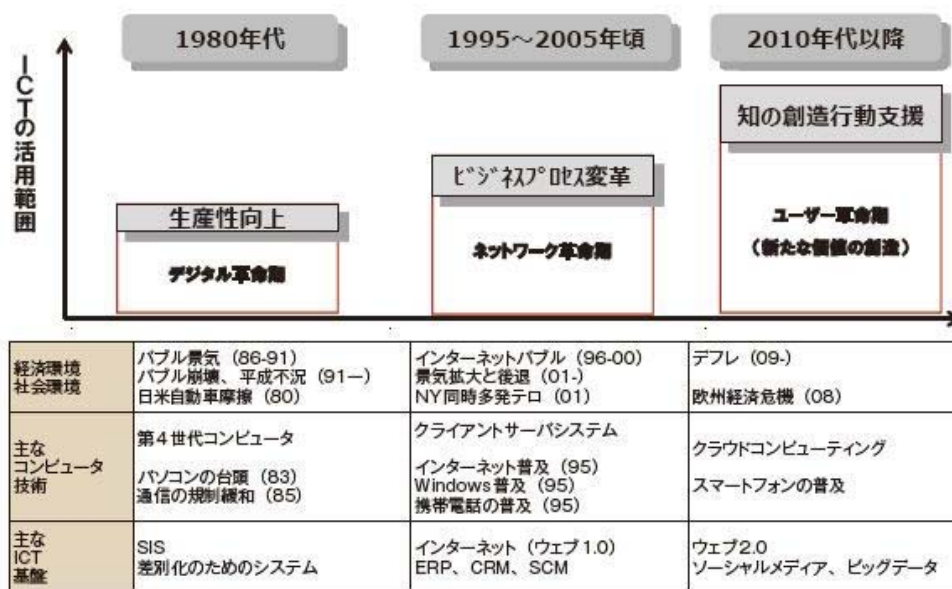
ICTは急速な技術的发展を経て、今や経済成長戦略と社会課題解決のための要となっており、あらゆる分野・領域に活用できる万能の道具として経済を成長させる原動力となるとともに、社会生活を進化・変化させ続けている。

このような背景には、大容量・高速通信を可能とするインターネットの社会基盤化により、クラウド・コンピューティングという新たな情報処理技術の利用形態が一般化したことがある。加えて高速モバイル通信網の整備により、持ち歩くことのできる個人用情報端末であるスマートデバイス（スマートフォンやタブレット端末の総称）が急激に普及し、一般の人々にとっても情報の利活用に対する考え方や感覚を大きく変えることとなった。

情報システムのクラウド化の進展により、膨大な情報処理能力を容易に獲得することが可能となっており、ビッグデータやオープンデータという言葉に集約されるデータ利活用の機運の高まりなどのICTを巡る新たな潮流が、社会の中に大量に存在・流通・蓄積される情報資源（データ）の活用による新たなビジネスの創造や利便性の高いサービスの提供などへの期待感を高めている。

また、ICT分野の転換を象徴する事例として、それまで主流であった従来型携帯電話からスマートフォンへの移行や、パソコンからタブレット端末への移行が急速に進んでいることが挙げられる。このことは、単にハードウェアの形態の変更ではなく、提供されるサービス形態の変化・多様化や情報利活用の変化を意味している。フェイスブックやツイッター、LINEなどをはじめとするソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の爆発的な普及により、人と人とのコミュニケーションの変化にとどまらず、ビジネスや公共分野におけるサービス提供の変化がもたらされることとなっている。

国や地方自治体においては、このようなICT分野の急速な技術的發展や情報の利活用の変化等に迅速に対応し、公共サービスのあり方などについても考え方を転換していくことが必要となってきた。



(出典) 総務省「「コトづくり」の動向とICT連携に関する実態調査」(平成25年)

## III 新ふじのくにICT戦略の基本目標と3つの視点

平成23年3月に策定した「ふじのくにICT戦略」以降、インターネット利用のユニバーサル化を背景として、光ファイバー網の高速化、LTEに代表される高速モバイル通信網の整備とそれに伴うスマートフォンなどのスマートデバイスの普及、クラウド・コンピューティングの普及に見られる仮想化技術の利活用など、ICTの新たなトレンドが生み出されている。

今回策定した「新ふじのくにICT戦略」では、こうした新たなICTのトレンドに的確かつ迅速な対応を図るとともに、新総合計画の理念を踏まえ、基本目標を『富国有徳の理想郷“ふじのくに”を創るICTの利活用』と位置づけ、様々な分野で積極的に施策を展開していく。具体的には、「安全・安心で快適な暮らしの実現」「地域の活性化、産業の活性化」「日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携」「基盤の強化」を4つの柱として、各分野における戦略を策定した。

### 1 基本目標

#### 『富国有徳の理想郷“ふじのくに”を創るICTの利活用』

静岡県が平成23年2月に策定した総合計画では、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を基本理念として掲げており、これは日本のシンボルであり、世界の宝である富士山を有する静岡県において、徳のある人が物心ともに豊かに暮らす、ヒトとモノをともに大切にする国や地域を実現しようとする考え方である。

「新ふじのくにICT戦略」では、ICTを活用することによって、安全・安心で快適な暮らしの実現や地域の活性化、産業の活性化を実現していくことを目指しており、『富国有徳の理想郷“ふじのくに”を創るICTの利活用』を基本目標として、様々な分野で施策を展開していく。

### 2 戦略の3つの視点

#### I:イノベーション(革新)の創出

インターネットの社会基盤化、無線による高速データ通信網の整備等を背景としたスマートフォンなどの普及、クラウド・コンピューティング・サービスの活用等、新たなイノベーションを可能とする力を有しているICTを様々な領域に活用し、経済再生や社会的課題の解決に貢献していく。



## C:コラボレーション(協働)の推進

国、県、市町、企業、大学、県民など、異業種・異種の企業や個人、団体がコラボレーションを進め、ICTの利活用による新しい付加価値の創出、組織や場所を横断した取組を行うことを推進していく。

## T:トップレベル(最高水準)の行政サービスの提供

我が国の世界最高水準の通信インフラを最大限活用し、クラウド・コンピューティング、オープンデータ、スマートデバイス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)といったICT分野の新たな技術革新、サービス革新を活用したトップレベルの行政サービスの提供に積極的に取り組んでいく。

### 3 施策展開の4つの柱と各柱における数値目標

#### (1) ICTの利活用推進による安全・安心で快適なくらしの実現

ICTの利活用推進により、防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全等の社会的課題を解決し、安全・安心で快適なくらしの実現を図り、県民生活の向上を目指す。

##### 【数値目標】

指 標	平成 25 年度	平成 29 年度	備 考
ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)を策定している県内自治体数	9 (県及び8団体)	18	計画の策定率 50%を目指す。

#### (2) ICTの利活用推進による地域の活性化、産業の活性化

ICTを活用した観光や農林水産物などの情報発信や県内中小企業の競争力強化により、地域や産業の活性化に貢献する。また、テレワークやスマートデバイスを活用した新たなワークスタイルの導入推進などにより女性や高齢者等の雇用を促進する。

##### 【数値目標】

指 標	平成 25 年度	平成 29 年度	備 考
オープンデータ化した公共データ項目数	93項目	500項目 以上	公共データの2次利用可能化により、産業活性化・地域活性化を促進する。総合計画目標(新規)

### (3) 日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携

ICTの利活用推進により、県民本位の、便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供する。また、県情報システムの集約・統合化や市町情報システムのクラウド化の推進などにより、徹底した行政コストの削減や業務の効率化を図る。

#### 【数値目標】

指 標	平成 25 年度	平成 29 年度	備 考
県庁情報処理基盤に集約されたシステム数	9	24	庁内情報システムの経費削減

### (4) ICTの利活用推進を支える基盤の強化

県内の情報過疎地域を解消するための超高速ブロードバンドの整備や、災害・事故等に強い情報通信基盤・情報処理基盤の整備を推進する。また、ICTの利活用を効果的に推進するための人材育成の取組を強化する。

#### 【数値目標】

指 標	平成 25 年度	平成 29 年度	備 考
超高速ブロードバンド世帯カバー率	86%以上	95%以上	超高速ブロードバンドの整備推進により、県内の情報格差を是正する。総合計画目標（継続）

## 4 計画期間

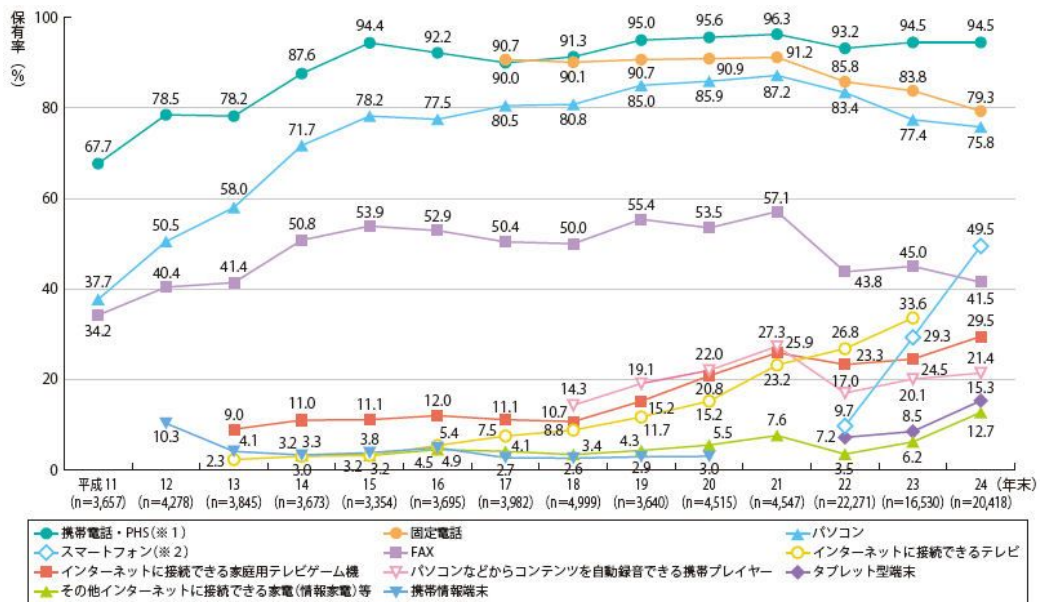
平成26年度から29年度まで（4年間）

# V 施策展開の方向

## 1 ICTの利活用推進による安全・安心で快適なくらしの実現

### 【情報化の状況及び国の動向】

平成24年末の情報通信機器の普及状況（平成25年度版情報通信白書）によると、「パソコン」の世帯普及率は75.8%、「携帯電話・PHS」の世帯普及率は94.5%であり、その内「スマートフォン」の世帯普及率は49.5%（前年比20.2ポイント増）と急速に普及が進んでいる。また、平成24年末のインターネット利用者数は、前年末より42万人増加して9,652万人（前年比0.4%増）、人口普及率は79.5%（前年差0.4ポイント増）となっている。



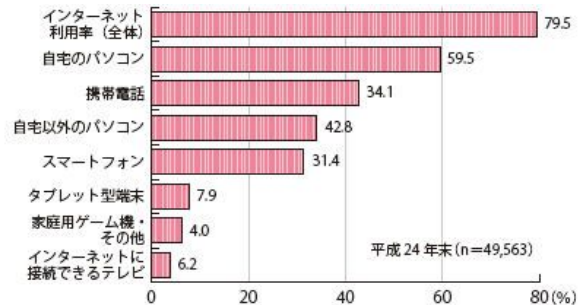
(出典) 総務省「平成24年通信利用動向調査」  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

### 情報通信端末の世帯保有率の推移



(出典) 総務省「平成24年通信利用動向調査」  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

### インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



※当該端末を用いて平成24年の1年間にインターネットを利用したことがある人の比率を示す

(出典) 総務省「平成24年通信利用動向調査」  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

### インターネット利用端末の種類(平成24年末)

我が国は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部のリーダーシップの下、ブロードバンドインフラの整備においては世界最高水準となり、その後、IT利活用を中心に政策を進めてきたが、利用者ニーズの把握や組織を超えた業務改革が十分でなかったため、ITの利便性や効率性が発揮できないものとなっていた。

こうした反省に基づき、国は、『世界最先端IT 国家創造宣言』の柱の一つとして、国民が健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会への貢献を掲げ、健康長寿社会の実現、世界一安全で災害に強い社会の実現、効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現などを目指すこととしている。

### 【県の施策展開の方向】

ICTの利活用推進により、防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全等の社会的課題を解決し、安全・安心で快適なくらしの実現を図り、県民生活の向上を目指す。

## 1-1 ICTを活用した防災対策の強化

- ・ 災害発生時に、収集した災害関連情報を防災関係機関で共有し、すべての県民がそれらの情報を確実かつ多様な伝達手段で迅速に入手できる防災情報インフラを構築し、災害に強い社会を実現する。災害関連情報に関しては、地理空間情報の利活用推進や公共データの民間開放（オープンデータ）推進の観点から、誰もが分かりやすく活用しやすい情報の提供に努める。
- ・ 災害発生直後の情報通信の利用可否が人命を左右する可能性があるため、住民の安否確認や情報提供、各種証明書発行業務等に必要なデータを利用できるよう、市町の情報システム部門の業務継続計画であるICT-BCPの策定を促進していく。

## 1-2 ICTを活用した教育の充実

- ・ 学校教育におけるデジタル教科書・教材の普及促進や情報端末・ネットワーク環境の整備充実等、ICTの利活用による教育の情報化を推進する。また、体系的な情報モラル教育を実施し、ICTを正しく活用するための判断力を育成する。
- ・ 障害のある人や高齢者などの情報弱者が、インターネットやスマートデバイス等のICTの利活用により情報活用能力を向上させ、生きがいをもって社会参加できるよう、生涯学習におけるICT活用支援の充実等に取り組んでいく。

## 1-3 暮らしと環境に役立つICTの活用

- ・ 大気汚染物質の常時監視データや富士山の自然環境保全情報、消費者被害防止のための消費生活に関する情報などの提供を充実させていく。
- ・ 暮らしや環境の質、利便性の向上を図るため、ICTの活用を促進し、エネルギーの

有効利用などを図る。

#### **1-4 ICTを活用した医療福祉体制の構築**

- ・ 医療機関間で、患者の診療情報を共有することにより医療連携が促進され、地域医療の安定的供給や医療の質の向上、患者負担の軽減が図られるため、ICTを活用した医療機関相互のネットワークによる広域医療連携体制を推進していく。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な相談窓口の情報の提供を行う。また、子育て支援に積極的な市町・民間団体、子育て経験者等の子育て支援活動の情報を発信し、県内の子育て支援活動の拡充を図る。

#### **1-5 ICTを活用した交通インフラの機能強化**

- ・ 地図情報や車・人の位置情報等の地理空間情報を用いて、高度道路交通システム（ITS）技術等を活用し、適切な情報提供を行うことにより、誰でも、どこでも快適に移動できる、安全で経済的な交通社会の実現を図る。

#### **1-6 ICTを活用した犯罪・事故対策の推進**

- ・ 犯罪や交通事故の発生状況を地図上に示すとともに、地域における防犯まちづくり活動の情報等をインターネットを通じて県民に提供することで、犯罪防止又は事故防止の活動に資するとともに、安全・快適で環境に優しい交通社会の実現を目指す新交通管理システム（UTMS）の整備を推進していく。

## 2 ICTの利活用推進による地域の活性化、産業の活性化

### 【情報化の状況及び国の動向】

スマートフォンやタブレット等の携帯端末の普及により、無線LANが、家庭、オフィス及び公衆スポットにおける快適なワイヤレスブロードバンド環境の実現のために必要不可欠な存在となっている。無線LANの具体的な活用について、自治体や商店街は、観光客の誘致や集客力の向上を図る取組を進めているほか、災害時の有効な情報伝達手段としても着目されており、地域や産業の活性化において、さらに重要性が増大していくと考えられる。

また、生産年齢人口が減少していくなか、働く意欲はあっても様々な制約により働くことのできない高齢者がいることから、ICTを用いて新しいワークスタイルの実現を可能にすることで、このような高齢者の社会参加を促すことが期待されている。場所と時間にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」は、労働生産性の向上という観点からも有効なツールであり、その活用が求められる。

国の『世界最先端IT 国家創造宣言』では、IT・データの利活用による、国民が日本経済の再生を実感できる革新的な技術や複合サービスの創造による新産業創出と全産業分野の成長への貢献を掲げ、公共データの民間開放（オープンデータ）の推進、農業・周辺産業の高度化・知識産業化、地域の活性化などを目指すこととしている。また、雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、テレワークの導入を推奨している。

### 【県の施策展開の方向】

ICTを活用した観光や農林水産物などの情報発信や県内中小企業の競争力強化により、地域や産業の活性化に貢献する。また、テレワークやスマートデバイスを活用した新たなワークスタイルの導入推進などにより女性や高齢者等の雇用を促進する。

### 2-1 地域の活性化

- ・ データベースを活用し、文化芸術に関する情報収集等が可能な体制を整備していく。
- ・ 富士山の顕著な普遍的価値や登山者の安全対策をオフィシャルサイト等の活用により積極的に情報発信していくとともに、利用者負担のインターネット徴収を実施する。
- ・ スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した、新たなコミュニケーション手段に対応した観光情報の発信を行っていく。
- ・ 移住・定住促進のための情報サイトを活用した戦略的情報発信の取組を充実させていく。
- ・ 地域の課題解決のためのアドバイスを行う地域情報化コーディネータを派遣して研

修会等を開催し、地域の特性に応じたICT利活用の支援を行っていく。

## 2-2 産業の活性化

- ・ ICTの利活用による地域産業の高付加価値化、成長産業化を図る。また、フェイスブックを活用した新規就農情報の提供等、農業関連の情報発信の取組を充実させていく。
- ・ 新たなイノベーションを生む基盤となるICT産業を振興するため、人材育成をはじめ、創業を目指す企業への相談・アドバイスや販路開拓などの支援を行い事業化の促進を図っていく。
- ・ 県が保有する公共データを二次利用可能な形式で公開し、民間の経済活動も含めた利活用を促す公共データの民間開放（オープンデータ）の取組を推進していく。
- ・ ICTを活用した在宅勤務、遠隔勤務等の柔軟な働き方を可能とするテレワークは、ワーク・ライフ・バランスを図りつつ、業務効率・生産性の向上を実現し、少子高齢化、地域活性化、雇用促進等の課題解決にも資するため、今後、導入を促進していく。

静岡県の情報サービス産業の状況

		事業所数		事業従事者数 (人)		年間売上高 (百万円)	
			順位		順位		順位
ソフトウェア業務	全国	14,321		572,460		10,164,191	
	静岡県	308	8位	7,749	9位	83,544	11位
情報処理・提供サービス業務	全国	6,637		196,552		3,393,047	
	静岡県	112	10位	1,861	14位	21,987	16位
インターネット附随サービス業務	全国	1,596		38,070		1,093,257	
	静岡県	30	7位	381	5位	4,913	9位

出典：経済産業省「平成22年特定サービス産業実態調査」

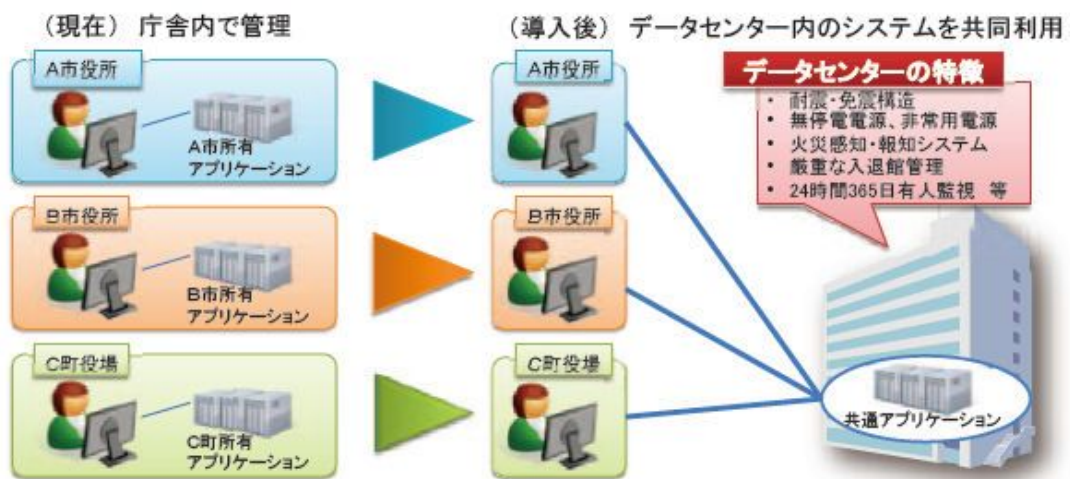
### 3 日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携

#### 【情報化の状況及び国の動向】

電子行政については、これまで国や地方自治体の情報システムの運用コストの削減、行政手続のオンライン利用の促進等、様々な取組を進めてきたが、行政の電子化を国民がまだまだ十分に実感できていないため、今後、さらなる行政サービスの利便性向上や徹底したコストカットに取り組んでいく必要がある。

国の『世界最先端 I T 国家創造宣言』では、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」が柱として位置づけられ、より便利で利用者の視点に立った行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現することが求められており、この中で「国・地方を通じた情報システムの改革」として、自治体クラウドについても地方自治体の取組を加速することとしている。

また、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤である社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものであり、平成28年以降、個人番号の利用が開始されることとなった。



自治体クラウドの導入イメージ

(出典：平成 24 年度総務省情報通信白書)

#### 【県の施策展開の方向】

I C Tの利活用推進により、県民本位の、便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供する。また、県情報システムの集約・統合化や市町情報システムの共同化の推進などにより、徹底した行政コストの削減や業務の効率化を図る。



### 3-1 暮らしに役立つ行政情報の提供

- ・ 行政の様々な情報や本県の魅力ある情報を、ホームページに加えてフェイスブック等の新しいメディアを活用して積極的に発信していく。また、ホームページ等による県政情報の提供に当たっては、普及が進むスマートフォン等からの利用への対応も図っていく。
- ・ 行政が保有する公共データを二次利用可能な形式で公開し、民間の経済活動も含めた利活用を促す公共データの民間開放（オープンデータ）の取組を推進する。今後、提供データの拡充を図るとともに、国や市町が保有する公共データとの連携も進めていく。

### 3-2 県民の行政参加の推進

- ・ 県民意見を積極的に反映させる県民参加型の行政を推進するため、インターネットモニターやパブリックコメントの効果的な活用に取り組んでいく。県民のこえを受け付ける手段については、新しいメディアの動向を研究していく。

### 3-3 行政手続のオンライン化の推進

- ・ 利用手続の拡大や、既にオンライン化された手続のオンライン利用率向上等を着実に推進するため、重点手続を選定し目標を設定する等の取組を継続する。
- ・ 行政手続のオンライン化に関しては、安全性の高い利用環境を確保しながら、県民ニーズを十分に把握した利用者負担の少ない利便性の高いオンラインサービスや、スマートフォン等を利用した使い勝手のよいサービスの提供などによる公共サービスのワンストップ化を推進する。
- ・ 地方自治体における番号制度を活用することで、電子申請・届出などにおける利用者の事務・手続の簡素化、負担軽減による普及拡大、自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できるなど、住民向けサービスの向上が図られると考えられるため、必要な対応を行う。

### 3-4 スマートICTをベースとした電子県庁の進化

- ・ 「静岡県情報システム最適化基本方針」に基づき、行政運営の効率化と行政コスト削減、セキュリティ向上を図るため、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク基盤、運用保守業務等の集約・最適化を推進する。また、外部サービスの利用が有効な業務システムについては、パブリッククラウドの利用を積極的に推進する。
- ・ 自治体クラウドは、クラウド・コンピューティング技術を活用して市町情報システム

の集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や管理・運用業務軽減、住民サービスの向上、行政情報の保全、災害・事故等発生時の業務継続を確保することができるため、市町と連携しながら自治体クラウドの推進を図っていく。

- ・ 広域災害を想定した、庁内情報システムの遠隔地への分散化を実現するため、遠隔地の堅牢なデータセンタを利用するなど、将来に向けた耐災害性・事業継続性・セキュリティレベル向上の取組を行う。
- ・ 普及が進むスマートデバイス(タブレット端末、スマートフォン等)を業務に活用し、ペーパーレス会議の導入等による情報のデジタル化を推進する。また、庁内にインターネット接続環境を整備することにより、職員の業務及び災害時等の効率的な情報収集・発信を可能とし、職員のワークスタイルの変革を進める。
- ・ 非常災害時や感染症流行時における事業継続、育児期・介護期等の職員への働きやすい環境の実現(ワーク・ライフ・バランス)、業務効率化、オフィスの省力化等の効果が見込まれる、テレワーク(在宅勤務、遠隔会議等)を実現する環境を整備する。

## 新電子県庁イメージ



## 4 ICTの利活用推進を支える基盤の強化

### 【情報化の状況及び国の動向】

I Tインフラに関しては、これまで我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。しかし、地理空間情報の利活用やビッグデータ時代の通信量の増大に対応するため、更なるI Tインフラ環境を確保する必要がある。

また、災害時におけるI T利活用の観点から、データセンタの地域分散・地域連携等、バックアップ体制の整備を推進し、強靱かつ冗長的なI Tインフラ環境を確保することも必要となってくる。

さらに、今後、サイバー攻撃による被害の深刻化及び広域化が懸念されるところであり、このような情報セキュリティ上の脅威は、我が国の経済活動の阻害要因及び国家の安全保障の脅威となることから、安全・安心な情報通信ネットワークの確保に向け、官民一体となった対策の強化が必要となっている。

国の『世界最先端I T国家創造宣言』では、I T利活用の裾野を拡大するために、人材育成・教育、世界最高水準のI Tインフラ環境の確保、サイバーセキュリティなど、基盤の強化にも重点を置いている。

### 【県の施策展開の方向】

県内の情報インフラの過疎地域を解消するための超高速ブロードバンドの整備や、災害・事故等に強い情報通信基盤・情報処理基盤の整備を推進する。また、I C Tの利活用を効果的に推進するための人材育成の取組を強化する。

### 4-1 情報通信インフラの整備促進

- ・ 本県は、中山間地域や伊豆半島地域において、光ファイバ網の整備が遅れており、地域間の情報格差を解消することが求められているため、光ファイバ通信に加え、超高速無線通信の活用による全県域の超高速ブロードバンド基盤整備を推進していく。
- ・ 通信回線の多重化等による災害に強い強靱な情報通信基盤や、情報システムのクラウド化等による平常時や災害発生時に柔軟に対応できる情報処理基盤の整備を促進していく。
- ・ 地上デジタル放送、C A T V等のデジタルメディアを積極的に活用した平常時・災害発生時の行政情報や行政サービスの高度化を推進していく。
- ・ 災害や事故を受けても、市町の情報システム部門の重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画であるI C T－B C Pの策定を促進する。

## 4-2 情報セキュリティと安全・安心な利用

- ・ コンピュータウイルス対策や情報漏えい防止、データの消失防止やシステムの運転継続等の必要な対策を行い、高度化・複雑化するサイバー攻撃に対応可能な総合的な情報セキュリティ対策を実施していく。
- ・ コミュニケーションツールが多様化する中での、個人情報保護、情報セキュリティの確保等、情報化社会の安全性・信頼性を確保するための、県民や企業への情報セキュリティに関する注意喚起や対策の推進を行っていく。
- ・ インターネットやスマートフォン等の急速な普及により、県民がICTに触れる機会が増大していることを踏まえ、子供から高齢者まで、ICTの利活用によるメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、県民全体の情報活用能力の向上を図る。
- ・ 電子行政の取組を効果的に推進するためには、職員の情報活用能力を向上させることが重要であることから、ICTの利活用を推進するための組織能力の向上、推進体制の強化・充実を図る。

# 第 2 部



## 第2部 新ふじのくにICT戦略の施策展開

### I ICTの利活用推進による安全・安心で快適なくらしの実現

#### I-1 ICTを活用した防災対策の強化

##### I-1-1 災害時の情報共有・県民への情報伝達の推進

###### 【現状と課題】

- ・ 災害時等における、迅速かつ的確な対応に必要な県内の防災機関相互の情報共有及び県民への情報伝達を推進することが必要である。
- ・ 国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築するとともに、オープンデータ推進の観点から、災害関連情報についてインターネットを通じた情報提供を実現することにより、迅速に誰もが地理空間情報や災害関連情報を利活用できるようにすることが重要であると位置づけている。
- ・ 「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」では、県出先機関、市町、自衛隊、ライフライン機関等から防災に関する情報を収集するとともに、相互に情報共有を行っている。さらに、公共情報コモンズや緊急速報メールを用いて、県民に情報提供している。

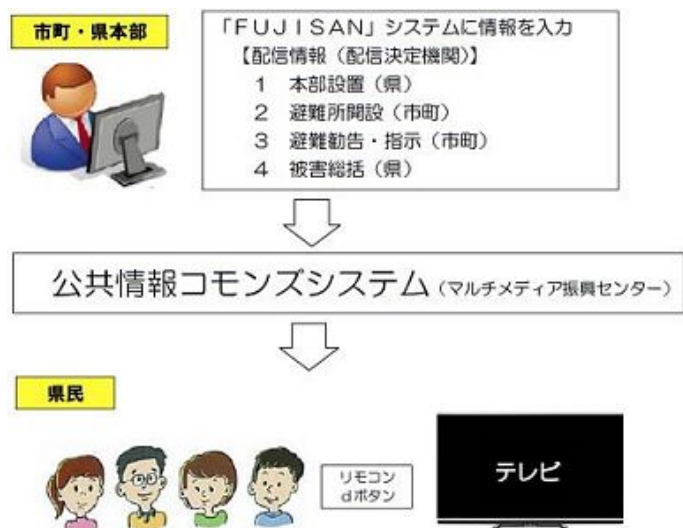
###### 【公共情報コモンズから県民への情報配信のイメージ】

(1) 県、市町が FUJISAN に入力した4つの情報を公共情報コモンズに配信する。

(2) テレビ局用のデータ形式に変換し、テレビ局へ一斉に提供。テレビ局はデータ放送画面へと加工して配信する。

(3) 住民は、テレビのデータ放送画面で情報を見ることが可能

(4) ラジオ局、新聞社は、公共情報コモンズに配信された情報を確認し、ラジオ放送や新聞記事にすることで、住民は音声や文字での情報を知ることが可能



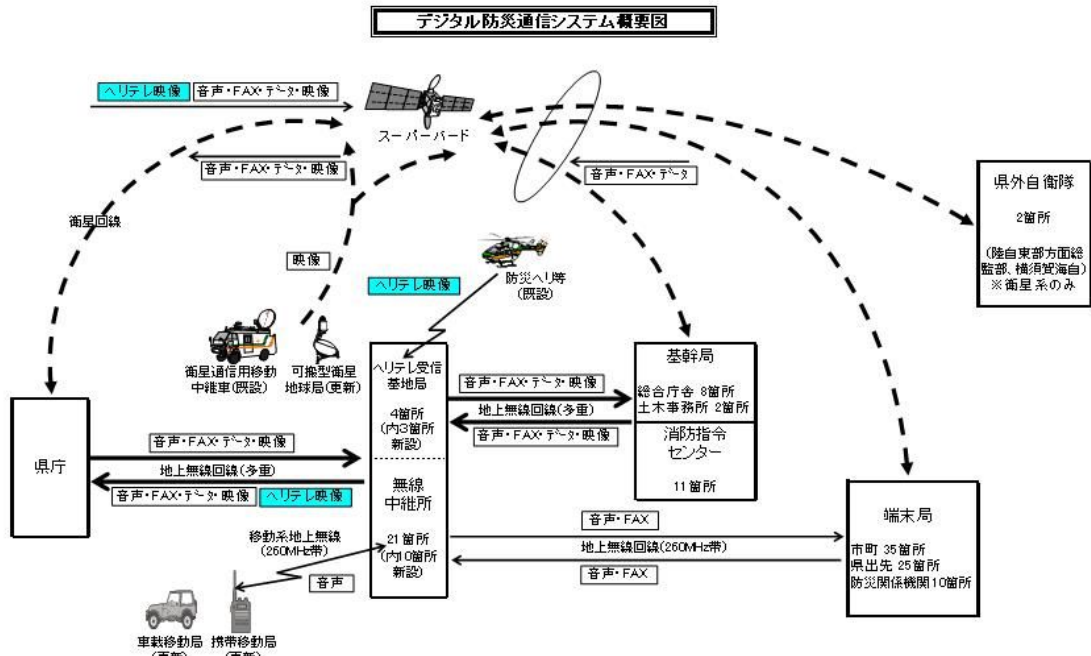
- ・ 「静岡県土木総合防災情報システム（SIPOSⅢ）」では、雨量・水位情報のほか、気象情報、防災情報及びライブカメラ映像などの情報提供を行っている。
- ・ 「静岡県防災通信システム」では、地上無線回線と衛星回線を活用して、防災関係機関との情報伝達・収受を行っている。さらに、最新の空撮映像をリアルタイムで防災関係機関に提供するヘリコプターテレビシステムを運用している。
- ・ 「災害情報配信サービス（レスキューナウ）」では、聴覚、視覚に障害のある人を対象に、災害時における円滑な情報提供を行っている。今後は、市町レベルでの災害情報の配信サービス導入が必要である。
- ・ ウェブサイト「耐震ナビ」では、住宅・建築物の耐震化を推進するため、プロジェクト「TOUKAI-0」の助成制度等を情報提供している。
- ・ 「静岡県統合基盤地理情報システム（GIS）」では、静岡県第4次地震被害想定、南海トラフ地震の津波被害想定や土砂災害情報などの災害・防災情報を提供しており、一部はオープンデータとして提供している。今後は、公開データ数を増やし、民間による二次利用を促進することが必要である。
- ・ 県をはじめ全市町にJアラートによる瞬時情報伝達手段の整備を進め、全ての県民に迅速な災害関連情報を提供することとしている。
- ・ 市町におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定率は、平成25年4月現在で22.9%であり、今後、計画の策定を促進する必要がある。

### 【今後の取組】

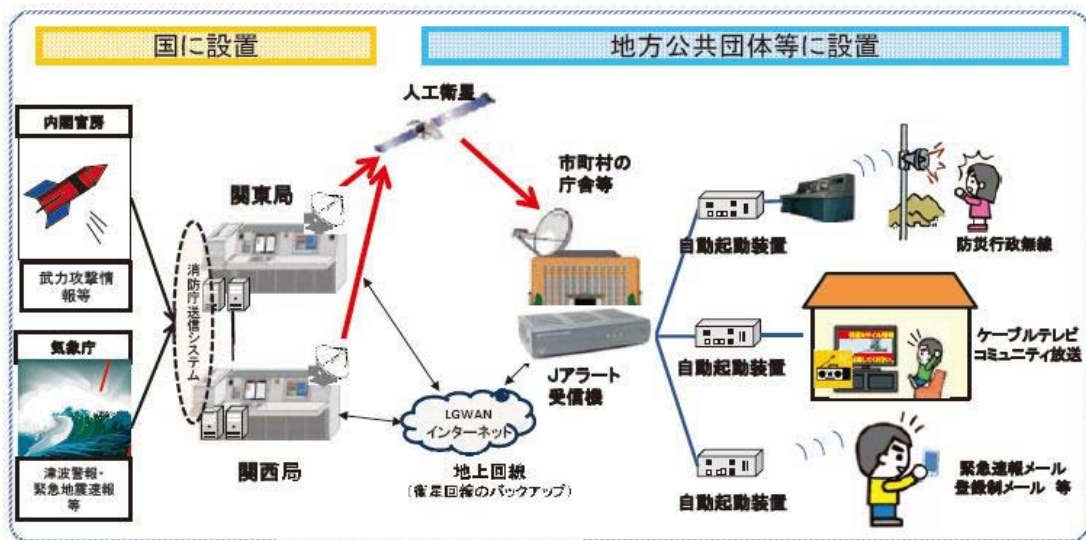
- ・ 平成27年3月までに現在のアナログ防災通信システムをデジタル防災通信システムに整備し直すこととしている。新たなデジタル防災通信システムでは、13市町の防災通信システムとの共同運営を図ることにより、より強靱で迅速な防災通信ネットワークの構築を図ることができる。
- ・ 公共情報コモンズを活用した地上デジタルデータ放送による、県や市町からの災害関連情報の発信を促進していく。
- ・ 頻発する局地的な集中豪雨により災害の危険性が增大している状況を踏まえ、水防システムに収集した情報を、行政の防災関係者をはじめ広く県民に提供し、災害の未然防止と被害の軽減に役立てるため、サイポスレーダーの利用拡大と利便性の向上に努める。
- ・ 引き続き市町に対して「災害情報発信サービス（レスキューナウ）」の導入を働きかけていく。
- ・ 県民に対してより分かりやすく、適切な情報を提供できるように、「耐震ナビ」の内容を適宜更新していく。
- ・ 災害発生直後の住民の安否確認や情報提供、各種証明書発行業務などの円滑な遂行に



必要な、市町の情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を促進し、その策定率を高めていく。



デジタル防災通信システム概要図



J-ALERT 概要

【工程表】

項 目	H25	H26	H27	H28	H29
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「FUJISAN」システム利活用</li> <li>・デジタル防災通信システム</li> </ul>					→
		整備	→	運用	→
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害情報発信サービス」</li> <li>・市町への働き掛け</li> </ul>					→
					→
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「耐震ナビ」ホームページの更新</li> </ul>			→		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町における ICT-BCT 策定の促進</li> </ul>					→
		普及啓発			

## Ⅰ－２ ICTを活用した教育の充実

### Ⅰ－２－１ 学校教育の情報化の推進

#### 【現状と課題】

- ・ 情報化社会の急速な進展とともに、子どもたちが早い段階からICTに親しみ、情報活用能力を向上させることが必要である。そのためには、各種情報端末・デジタル機器等を活用したわかりやすい授業、デジタル教科書・教材などの教育コンテンツの充実、教員のICTの活用指導力の向上などを推進することが必要である。
- ・ 情報化の影の部分への対応として、有害情報対策や情報モラル教育の推進に取り組むとともに、学校教育に児童生徒の情報活用能力の向上を図ることが必要である。
- ・ 平成22年5月に、国の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された国の『新たな情報通信技術戦略』では、ICTを活用して、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整えることが重点施策として位置付けられた。
- ・ 平成23年4月に文部科学省から、2020年度に向けた教育の情報化に関する総合的な推進方策として「教育の情報化ビジョン」が示された。
- ・ 平成25年6月に閣議決定された『世界最先端IT国家創造宣言』では、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進めること、指導案や教材など教師が活用可能なデータベースの構築等、2010年代中には、すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築するほか、大学等の高等教育機関における遠隔教育等の推進など具体的な取組が工程表に示された。

#### （情報通信環境の整備）

- ・ 県立学校パソコン教室の整備基準を見直し、平成23年度から更新期間を8年から7年に短縮した。また、校内LANサーバ更新、普通教室パソコンの整備等を行った。
- ・ ネットワークシステムの運用管理を一元化し、学校の負担軽減を図るほか、様々な情報に対する脅威から守られた情報教育環境を提供している。
- ・ 県が設立した公立大学法人が運営する静岡県立大学、静岡文化芸術大学においては、情報システムの円滑な利用や情報リテラシー教育支援のため、実習室等のパソコン等の更新を計画的に行っているほか、データ通信量の増加、セキュリティの向上や利用形態の多様化に対応するため、最新の技術動向を踏まえ、大学内情報ネットワークの改善を図っている。

#### （教員のICT活用指導力の向上）

- ・ 各学校（小、中、高、特支）の教員を対象に「教員のICT活用指導力向上研修」などの研修を実施し、校内研修等を通して各学校のICT活用指導力を高める取組を行

っている。

#### (教材等のデータベース化の推進)

- ・ 県内の公立学校（小、中、高、特支）に教材等を公開する、静岡県の授業づくりデータベースの運用を平成 23 年 10 月から開始している。

#### (情報モラルやメディア・リテラシー教育)

- ・ 全高等学校の教科「情報」等の授業の中で、メディア・リテラシーを基盤とした情報モラル教育を行っている。特に、インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷やいじめ、インターネット犯罪や有害情報、ウィルス被害などの問題については、家庭と連携しながら指導している。

#### (校務の情報化)

- ・ 全県立高等学校において、平成 24 年度入学生から成績処理システムの運用を開始し、指導要録が電子化された。
- ・ ICT の安全・安心な利活用等の観点から教育の情報化を推進するためのワークショップを平成 25 年 1 月と 9 月に開催した。

#### 【今後の取組】

- ・ 各校の教員を対象に、「教員の ICT 活用指導力向上研修」などの研修を実施し、校内研修等を通して校内全体の ICT 活用指導力の向上を図る。
- ・ スマートフォンや携帯電話等の利用によるトラブルやネット依存等から児童生徒を守るため、情報活用能力を基盤として情報を扱う上での責任感等を養うための情報モラル教育を推進する。
- ・ 国の『世界最先端 IT 国家創造宣言』等を踏まえ、①情報活用能力の向上と情報モラル教育の推進、②情報端末・デジタル機器の整備充実とデジタル教科書・教材の普及促進、③学校・教職員へのサポート体制の充実、④安全・安心な学校づくり、⑤生涯学習の振興支援、⑥教育の情報化の着実な推進の 6 つの基本方針に基づき策定した、静岡県教育情報化推進基本計画（第 2 期計画）により教育の情報化を推進する。
- ・ 大学等の高等教育機関に在籍する学生が、他の大学等の授業を容易に受講することが可能となる遠隔授業を促進するため、ICT を活用した大学間連携によるシステム開発の検討を行う。
- ・ 県内大学の研究者、学術研究成果等の知的資源や、公開講座、オープンキャンパス等の活動の情報を広く県民に提供するため、ふじのくに・地域大学コンソーシアムのホームページによる情報発信を促進する。

#### 【工程表】

項 目	H25	H26	H27	H28	H29
・ ICT 教育推進のための情報教育機器の整備			LAN 設備整備		→
	4 校		4 校 普通教室 PC 整備		→
	227 台	227 台	パソコン教室 PC 設備		733 台 →
	17 校	16 校	16 校	22 校	16 校

## 1-2-2 社会教育の情報化の推進

### 【現状と課題】

- 子どもから大人まで生涯にわたり学び続けられる環境づくりに努め、県内に学びの意欲が満ち溢れた「学びの王国しずおか」を創ることが求められており、そのためには県民の情報活用能力の格差是正を図るとともに、ICTを活用して生涯学習の振興を図ることが必要である。

### （学習情報の提供）

- 生涯学習情報検索サイト「マナビット21」では、国、県内外の地方自治体、関係機関等の生涯学習に関する情報や「しずおか県民カレッジ」連携講座の情報、静岡県総合教育センター主催の生涯学習関連講座の情報等を提供している。
- ウェブサイト「ふじのくにゆうゆうnet」では、土・日曜日などの学校休業日に、国、静岡県、市町、企業、博物館、NPO法人などが企画する子ども向けの学習情報や体験型イベント情報、学校向けの情報などを提供している。

### （図書館の情報化）

- ウェブサイト「おうだんくんサーチ」は、静岡県内の公共図書館、大学・専門図書館などが所蔵する資料を一括して検索し、図書館間の相互貸借業務を行うシステムである。おうだんくん参加館は99館で、平成24年6月にはスマートフォンにも対応するよう改善し、利用者へのサービス拡大を図っている。
- 県立中央図書館では、江戸幕府から引き継がれた「葵文庫」の貴重書2,708冊全ページのデジタル化が平成25年3月に完了し、デジタルライブラリーとしてウェブ上に公開している。
- 地域資料についても、富士山関係を中心にデジタル化を進めている。
- 今後拡大が予想される電子図書館サービスについては、所蔵する貴重書のデジタル化、データベース化を推進するとともに、電子書籍の普及状況に応じてインターネット上で貸し出した電子書籍を閲覧できる環境を整備する必要がある。



ふじのくにゆうゆうnetのWebページ



県立中央図書館デジタルライブラリー

### 【今後の取組】

- ・ 「マナビット21」のホームページをリニューアルし、情報提供団体数、情報数を拡充して、県民への周知と活用を一層拡大していく。
- ・ 「ふじのくにゆうゆう net」では、子どもの主体的な学びを促すため、ポイント制度の利用を働きかけていく。また、7月・12月を広報強化期間とし、メールマガジン等で広報活動を行う。特に7月は、広報紙を県内小学校1年生の全保護者に配布して広報活動を強化する。
- ・ 「おうだんくんサーチ」の検索機能に関しては、一般の検索エンジンでの検索ができない県民サービスセンターや静岡県公報などの情報についても横断的検索の対象に含まれたことから、今後も情報収集機能を拡大させていく。また、利用者が県立中央図書館所蔵資料をインターネットで予約し、最寄りの図書館で受取り可能とするシステム等の実現に向けて調整を図っていく。
- ・ 電子書籍サービスの在り方について、引き続き研究を進めていく。

## I-2-3 県民の情報リテラシーの向上

### 【現状と課題】

(県民へのインターネットや携帯電話の利用支援)

- ・ インターネットなどを通じて、多種多様なサービスを利用するためには、パソコンやスマートフォン等を使わなければならないが、情報機器の利用状況は、特に世代間で格差が見られる。誰もが情報通信サービスを享受できるよう、県民の情報リテラシーの向上に取り組む必要がある。
- ・ 国の『世界最先端 I T 国家創造宣言』では、インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体として I T に触れる機会が増大していることを踏まえ、I T の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体の I T リテラシーの向上を図ることとし、このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、そのリテラシーの現状も把握しつつ、年齢階層別に、I T に関する知識を身に付けるための取組を推進することが重要であると位置づけている。
- ・ 県では、これまで市町が実施する高齢者向け携帯電話利用の安全教室及び操作講習会「シニア向けケータイ安全教室」の開催を支援してきたが、近年のスマートフォンの普及を受け、平成 25 年度は「シニア向けスマートフォン教室」の開催を支援した。
- ・ 有識者、携帯電話会社、NPO 法人、SNS 業者等、関係団体で構成した静岡県ネット安全・安心協議会を開催し、携帯電話を中心としたインターネットの安全利用について協議を行っている。また、急速に普及するスマートフォンにも対応するため、平成 20 年度から毎年発行している「静岡県のケータイ・スマホルール」リーフレットをリニューアルした。
- ・ 障害のある人の I C T 活用を総合的に支援するため、NPO と連携して県内 3 ヶ所の障害者マルチメディア情報センターの運営、障害者在宅パソコン講習等、I C T を活用した社会参加や就労に対する支援事業等を実施している。
- ・ 情報機器の操作に係る訓練の実施や県視覚障害者支援センターにおける情報機器に関する相談対応などにより、障害のある人の I C T の活用を支援している。

### 【今後の取組】

- ・ 県民の情報リテラシー向上のため、高度な I C T 知識の習得を目的とした人材育成を実施していく。
- ・ 静岡県ネット安全・安心協議会において、引き続き、急速に普及しつつあるスマートフォン等によるインターネットの安全利用に関する効果的な啓発方法について検討を行っていく。



- ・ 障害のある人の社会参加促進に向けて情報機器の活用等が求められているため、引き続き、障害者マルチメディア情報センターや県視覚障害支援センターにおける障害者の総合的なICT活用支援の充実等に取り組んでいく。

【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ 障害者のICT活用支援					
					▶

## Ⅰ－3 暮らしと環境に役立つICTの活用

### Ⅰ－3－1 暮らしと環境に関する情報の発信

#### 【現状と課題】

##### （暮らしに関する情報発信）

- ・ 消費者被害の防止のため、平成 23 年 10 月からメールマガジン「くらしのめ〜ル」を配信し、消費者に対する情報提供及び啓発を実施し、自ら学び自立する消費者の育成を図っている。
- ・ 誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるため、ウェブサイトやメールマガジン「UD ネットワーク通信」により、行政や企業等におけるユニバーサルデザインの導入事例等を情報提供している。

##### （環境保全に関する情報発信）

- ・ 本県は、富士山を始めとする優れた自然景観や豊富な動植物相を誇っており、これらを次世代に引き継ぐためには、県民の環境に対する理解や関心を更に高め、環境保全活動の実践、継続、拡大を図ることが必要である。
- ・ 富士山の環境保全への取組を周知するため、「富士山ページ」により、富士山トイレや登山マナー、清掃活動等のイベント情報を発信しており、平成 25 年度には、日本語、英語の「富士山ページ」をリニューアルするとともに、海外からのアクセスに対応するため、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ポルトガル語による情報発信を開始する。
- ・ 良好な生活環境の保全を図るため、県内の大気汚染常時監視測定局で監視し、そのデータを、リアルタイムで「大気汚染常時監視テレメータシステム」によりウェブ上で情報提供することで県民等に注意喚起を促している。

##### （エネルギーの有効利用）

- ・ ウェブサイトを開設し、再生可能エネルギー等の導入事例や支援策などを広く県民等に情報提供している。
- ・ EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド車）の普及推進のため、「ふじのくにEV観光プラットフォーム」を整備し、充電器の位置やメンテナンスネットワーク、周辺観光地等の情報を発信している。
- ・ 太陽光発電と燃料電池等を各戸に備え、エネルギー管理に関する情報通信サービスが提供される住宅団地の整備が見られる。また、富士・富士宮地域において、工場の自家発電設備等を活用し、地域内でエネルギーを有効利用するため、ICTを活用した仕組みづくりの検討を進めている。
- ・ 環境技術・製品の普及拡大を促進するため、ウェブサイトで省エネルギー性能の高い

設備、機器の導入事例を紹介している。

### 【今後の取組】

- ・ メールマガジン「くらしのめ〜ル」等、消費生活に関する情報提供を充実する。
- ・ ウェブサイトや「UDネットワーク通信」等を通じて、ユニバーサルデザインの導入事例や企業や団体等での実践に役立つ情報の提供を充実する。
- ・ 世界文化遺産である富士山を後世に引き継ぐため、「富士山ページ」により、登山マナー等の自然環境保全に関する情報発信を多言語により引き続き行う。
- ・ 県民の注意喚起を促すため、引き続き「大気汚染常時監視テレメータシステム」ウェブサイトにより、常時監視データ（速報値）の公表、緊急時の情報提供を行う。
- ・ ウェブサイトを活用した、再生可能エネルギー等に関する情報提供の充実を図る。
- ・ 「ふじのくにEV観光プラットフォーム」を活用し、EV（電気自動車）ユーザー等にとって利用しやすい充電環境の整備を図る。
- ・ ICTを活用して、家庭や事業所、地域内のエネルギー管理を行う取組や省エネルギー性能の高い設備、機器の導入を促進し、小規模分散型エネルギーシステムへの転換、エネルギー利活用の最適化を図る。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・消費生活に関する情報提供の充実					→
・富士山ページによる自然環境保全情報の提供					→
・常時監視データ（速報値）の公表					→
・緊急時情報の提供	公表				→
	提供				→

静岡県の大気汚染状況について、24時間、情報を提供しているサイトです。

## 静岡県大気汚染常時監視システム

表示項目の説明

単位の説明

光化学オキシダントの発令基準

環境基準



注)掲載されているデータは、速報値であり、確定値ではありません。

静岡県大気汚染常時監視システム

## I-4 ICTを活用した医療福祉体制の構築

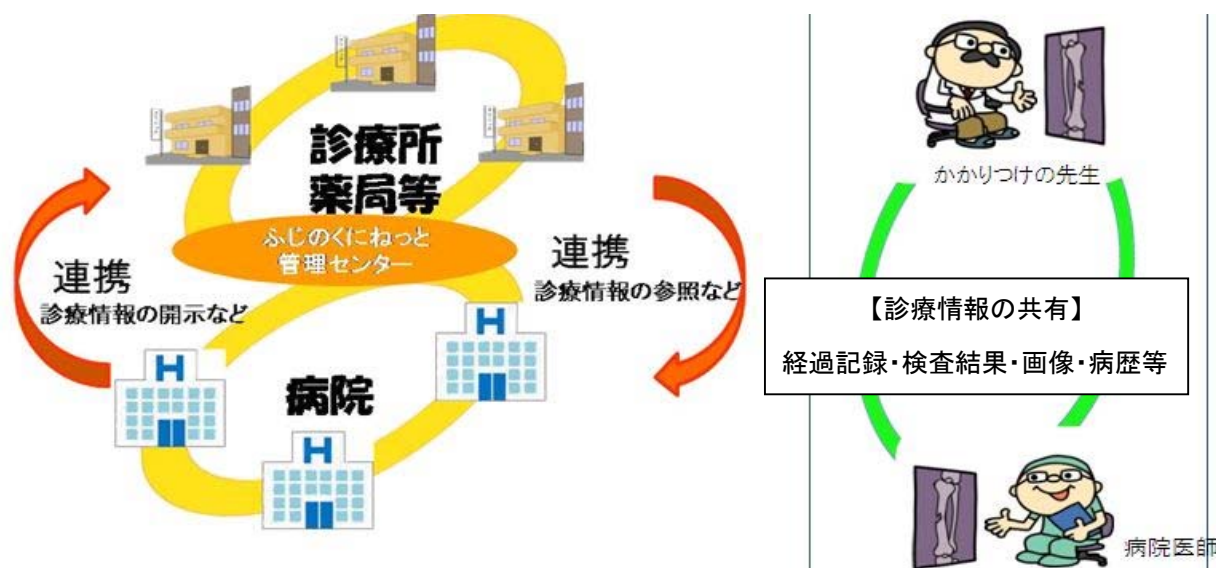
### I-4-1 安心医療の提供

#### 【現状と課題】

- ・ 県内の医療機関の連携を通じて、救急医療体制、災害時の医療体制の整備、周産期医療、小児医療、へき地医療を確保・支援することにより、平常時、緊急時を問わず、全ての県民が必要な保健医療サービスを受けられる体制を構築するとともに、医療機関の施設の高度化や医療機関における医療安全対策の向上を図ることが必要である。
- ・ 国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、医療・介護・健康情報を、医療機関の他、遠隔医療、在宅医療・介護及び生活支援サービスを担う主体を含む多様な主体が共有・連携する仕組みを構築し、効果的・効率的な医療・介護等を提供する体制を整備するとともに、国民一人一人に生活習慣病の発病予防、重症化予防の有効性の理解を促しつつ、医療・健康情報等の各種データの活用による、個々のライフスタイルに合わせた適切かつ継続性のある健康増進や発病・重症化予防の取組を推進することが重要であると位置づけている。

#### （ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルの運営）

- ・ 静岡県立病院機構において、複数の中核病院と診療所が患者情報等を共有できるシステム（ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル）を構築、平成23年4月から本格稼働している。患者の診療情報について、他の医療機関がネットワークシステムにより共有することで、専門医による画像診断やかかりつけ医による退院後のフォローなど医療連携が促進され、医療の質の向上や患者負担の軽減が図られている。

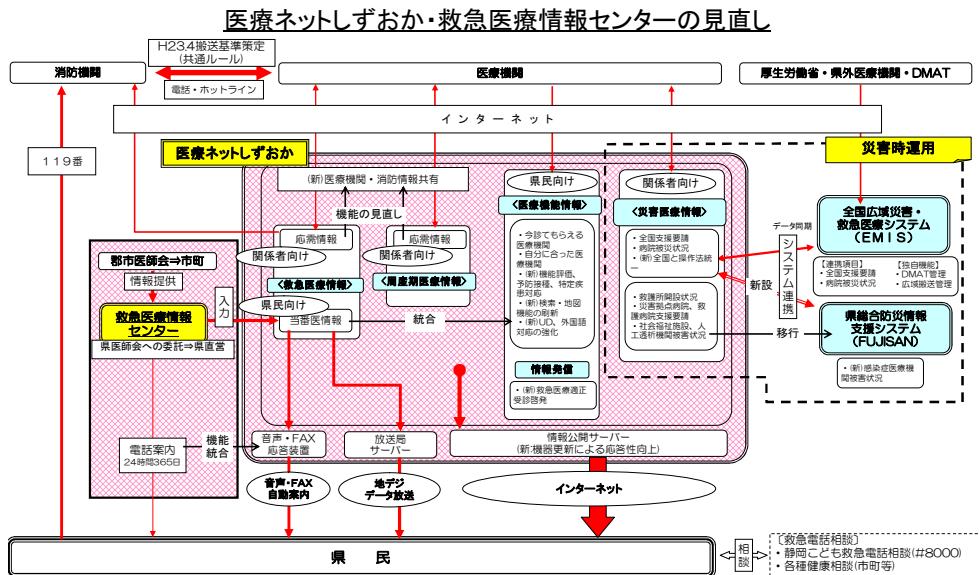


(心エコー画像のリアルタイム遠隔診断の実施)

- ・ 県内病院における新生児心疾患の診断を早期に行うため、静岡県立こども病院において、インターネット回線を用いた心エコー画像転送システムを構築、平成 19 年度から稼動している。連携病院からリアルタイムに送信される画像を元に、こども病院医師が診断を行うことで、患者への迅速・的確な治療の開始や、こども病院への搬送の必要性の判断につながっている。

(医療ネットしずおかの運用)

- ・ 静岡県広域災害救急医療情報システム（医療ネットしずおか）は、県民、医療機関、消防機関等に関する情報を提供するため、国の広域災害救急医療情報システムと接続し全国的な災害時の応需情報等の提供を行うほか、県民向けに医療・薬局機能情報や救急医療機関情報等の提供を行っている。



(在宅医療連携ネットワークシステムの運用)

- ・ 県内の在宅医療に取り組む医療機関、訪問看護ステーション等の関係機関が、ICTを活用して相互に在宅患者の医療情報を共有化し、効率的な連携に取り組むことを可能とするため、静岡県在宅医療推進センターが行っている「静岡県版在宅医療連携ネットワークシステム」の開発・運用支援を行っており、郡市医師会の地域単位で運用が進んでいる。



## 医療情報共有化システムの概要

### <在宅医療連携ネットワークシステム>

#### (カルテの電子化と利用拡大)

- ・ 静岡がんセンターでの治療が終了し、在宅に戻った患者や転院した患者をフォローする病院・診療所・訪問看護ステーション・薬局において、センターのカルテ閲覧を可能とするインターネットを活用した「医療連携カルテ閲覧システム」を構築し、平成23年11月より運用を開始している。
- ・ 静岡がんセンターでは、患者が医師等からの説明を十分に理解した上で、がんという病気に対処してもらうために、電子カルテの閲覧を可能とする「患者カルテ閲覧システム」を構築し、平成23年12月末より運用を開始している。
- ・ 静岡がんセンターでは、治験に参加する製薬会社が静岡がんセンターに来院しなくても、製薬会社からいつでもSDVビューワー（治験情報の閲覧システム）を閲覧できる「リモートSDVシステム」を、平成24年6月より運用を開始している。

#### 【今後の取組】

- ・ ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに関しては、参加施設の拡大を図るため、システムのメリットや効果を検証する「フィールド・イノベーション活動」を平成24年度から行っており、システムの効果の指標化、広報の強化等について、引き続き検討するとともに、へき地の医療機関における画像診断の実施や訪問看護への導入など、システムの多様な活用を推進していく。
- ・ 心エコー画像のリアルタイム遠隔診断に関しては、実績・成果の説明、資料提供を行うことで、連携施設の拡大を推進していく。
- ・ 医療ネットしずおかに関しては、平成25年度に、県民や医療機関の利便性の向上のため、これまでの利用状況を踏まえ、機能の見直し・充実を図るとともに、災害時における運用強化のため、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）とのシステム間連携を実施できるようシステムの再構築を行ったことから、改善に伴う効果

を検証していく。

- ・在宅医療連携ネットワークシステムに関しては、引き続き、在宅医療に取り組む診療所や訪問看護ステーション等の関係機関が、ICTを活用して相互に在宅患者の医療情報等を共有できる仕組みの構築を進めるとともに、平成27年度末までに退院支援などの新たな機能を追加しながら、全県運用を目指す。
- ・医療連携カルテ閲覧システムに関しては、急性期の治療を終了した患者が、地域の医療機関で治療を継続していくために、医療連携パスを適用する医療機関が更にこのシステムを活用していくよう広報を行っていく。
- ・患者カルテ閲覧システムに関しては、セキュリティーの確保によりアクセスがかなり複雑であるため、今後、更に使いやすいシステムへの改良を検討していく。
- ・リモートSDVシステムに関しては、被験者の診療情報の保護対策が求められるため、高度なセキュリティ対策を実現し、診療情報を保護しながら、さらに利用会社数を増やすことで、治験業務の効率化を図り、さらなる治験の推進を目指していく。

【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーチャル・メガ・ホスピタル参照施設数の拡大</li> <li>・開示件数の増加</li> <li>・フィールドイノベーション活動</li> <li>・心エコー画像のリアルタイム遠隔診断</li> <li>・連携施設の拡大</li> </ul>					
	→	→	→		
	静岡医療圏 指標策定・計測	志太榛・中東 遠指標計測	指標再検討		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ネット静岡の運用</li> <li>・在宅医療連携ネットワークシステムの運用 (H23 開発)</li> </ul>					
	○ 再構築 → 運用、地域 拡大	全県運用 退院支援機 能追加			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療連携カルテ閲覧システム</li> <li>・連携医療機関の開拓</li> <li>・リモートSDVの推進</li> </ul>					



## I-4-2 いきいき長寿社会の実現

### 【現状と課題】

- ・ 家族や地域の人々と長寿を喜び、長寿者が元気に生きがいを持って、その意欲と能力を活かしながら、必要なときには質の高いサービスを受けて、自分らしくいきいきと暮らす、世界に誇れる社会の実現を目指すことが必要である。
- ・ 国の『新たな情報通信技術戦略』では、高齢社会の本格化を踏まえ、高齢者の就労・社会参画を促進し、独居高齢者の安否を家族等が確認し、在宅医療・介護等において必要なケア情報の提供等を実現するため、情報通信技術を積極的に活用することを重点施策として位置づけている。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者やその家族に対して、地域包括支援センターなどの相談窓口、行政の担当部署等を周知するため、「高齢者あんしん窓口マップ」をウェブ上に公開している。

### 【今後の取組】

- ・ 高齢者あんしん窓口マップに関しては、静岡県統合基盤GISへ統合し運用していく。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ 高齢者あんしん窓口マップの運用管理（現行システム）	→				
・ 統合基盤GISでの運用					→

# 高齢者あんしん窓口マップ

「高齢者あんしん窓口マップ」では、高齢者の方の御相談や医療や福祉の様々な窓口について、御自宅の住所など指定した場所から近い順に探して地図上に表示するとともに、連絡先等の情報もお知らせしています。最初にさがしたい窓口を選んで、次に、さがす場所を指定してください。

## 1 さがしたい窓口

まず、さがしたい窓口を下の中からチェックしてください(複数選択できます)。

区分	マーク	検索対象
<input type="checkbox"/> 1.地域で身近に相談できる窓口(介護や生活全般に関する御相談)		地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、介護家族の会など
<input type="checkbox"/> 2.行政の窓口(どこに相談したらいいかわからないときなど)		各市町の高齢者福祉担当窓口、県健康福祉センターなど
<input type="checkbox"/> 3.認知症の相談ができる医療の窓口		認知症サポート医、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者など
<input type="checkbox"/> 4.高齢者関連施設		高齢者福祉施設など

[PDF 地域包括支援センターとは？](#) [PDF 地域包括支援センター一覧](#)

## 2 さがす場所

次に、さがしたい場所を指定してください。御自宅の住所や郵便番号などからさがしたい場合は、『住所から検索』ボタンを押してください。

### 住所から検索

市町名からさがしたい場合は、下の地図のさがしたい市町の上でクリックしてください。市役所や町役場を中心にした地図が出ます。



# I-5 ICTを活用した交通インフラの機能強化

## I-5-1 交通情報等の提供

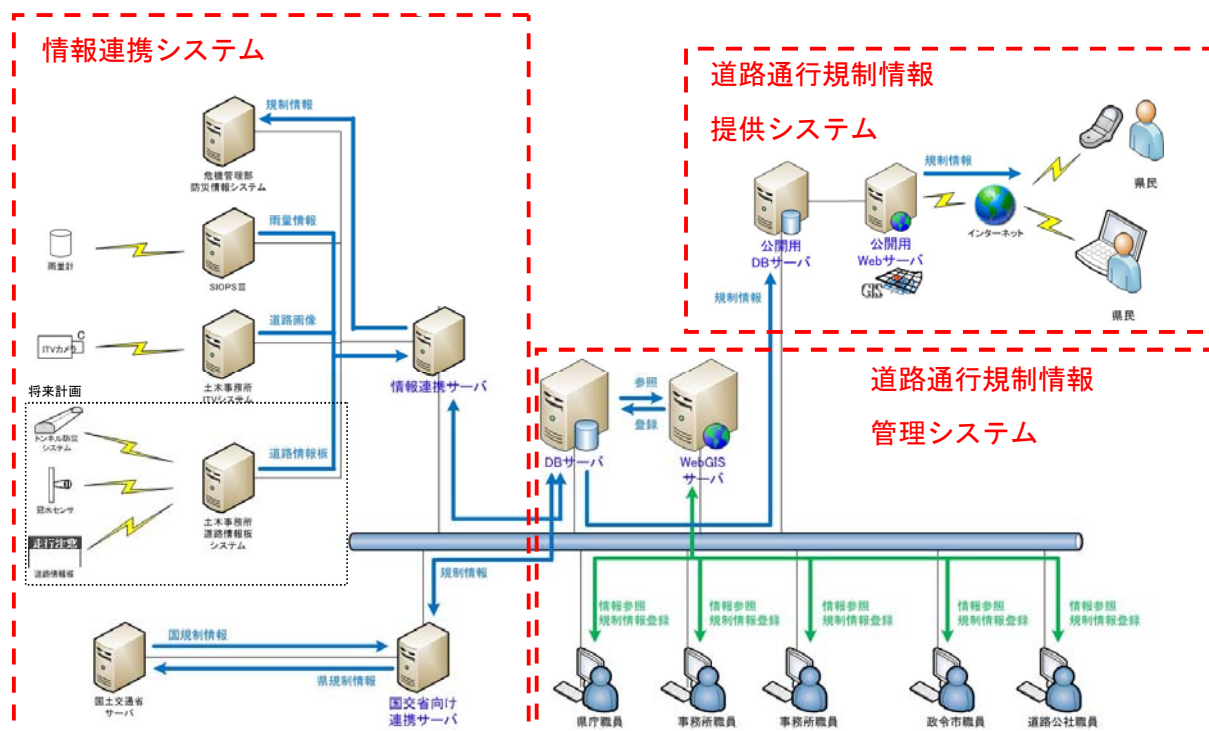
### 【現状と課題】

- ・ 道路交通や富士山静岡空港のフライトスケジュール等に関する迅速・適切な情報提供を行うことにより、道路交通の円滑化・交通安全、富士山静岡空港の利活用促進を図ることが必要である。
- ・ 最先端のICTを活用して、人と道路と車両との間で情報をやりとりし、交通事故の未然防止や、渋滞の緩和などを目指す高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の取組を推進することが必要である。
- ・ 国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、車と車、道路と車、車と人等が相互に、タイムリーな情報交換ができるようにするとともに、地図情報や車・人の位置情報等の地理空間情報、蓄積データを活用することなど、ITS技術の活用により、交通事故の危険や交通渋滞が回避される、安全で、環境にやさしく、経済的な道路交通社会を実現することが重要であると位置づけている。

### （道路情報の提供）

- ・ 県が管理する道路について、交通情報の収集・提供機能を備えた「道路通行規制情報管理提供システム」を運用し、ウェブ上で公開している。規制情報は政令市、県道路公社とも共用しているほか、国のシステムとも連携を図り、情報提供している。

道路規制情報管理システムイメージ図



- 中山間地など、自動車が擦れ違うことができない狭隘区間において、走行する対向車の接近を自動的に知らせ、擦れ違いができる場所で待機する等の行動を促す「ゆずりあいロード支援システム」を、県道川根寸又峽線など県内3カ所で導入し、出会い頭事故の防止やバックによる時間ロスの軽減を図っている。



ゆずりあいロード支援システム設置状況

### (空港関連情報の提供)

- 富士山静岡空港の設置管理者として、就航路線やフライトスケジュール、アクセス等の情報をウェブ上で提供している。

### 【今後の取組】

- 「道路通行規制情報管理提供システム」の情報発信方法や操作方法について、利用者等の声を反映しながら、使い勝手のよいシステムへと随時改善を行っていく。
- 富士山静岡空港のウェブサイトに関して、利用者からの意見やアクセス状況分析及び他空港状況等を整理し、利用者の利便性向上に資する継続的な見直しを実施していく。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・「道路通行規制情報管理提供システム」 システム運用・改善					→
・空港の基本情報の定期的・継続的な更新	継続的に実施				→
・利用者からの意見等に基づく見直しの実施	継続的に実施				→

## I-6 ICTを活用した犯罪・事故対策の推進

### I-6-1 安全・安心まちづくり

#### 【現状と課題】

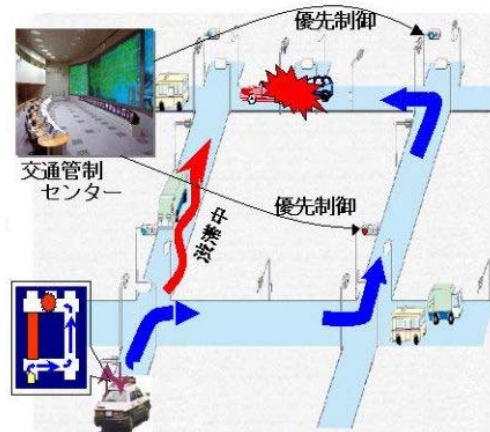
- ・ 犯罪の防止、交通事故等の削減を図り、地域の安全・安心の確立を図るため、県民に必要な情報を提供するとともに、ICTを活用した新交通管理システムにより安全・快適で環境に優しい交通社会の実現を目指すことが必要である。

#### (県民への情報提供)

- ・ ウェブ上に、「交通事故発生状況マップ」「犯罪発生状況マップ」を公開し、情報提供するとともに、スマートフォンでの利用も可能としている。今後はオープンデータに登録し二次的な利用を促し、より身近で便利な情報提供を行うことが必要である。
- ・ 防犯まちづくりに関する総合的な情報の発信を行う「しずおか防犯まちづくりホームページ」、地域の自主的防犯活動に必要となる情報を集約した「まちねこゼロネット」、交通安全に関する総合的な情報を提供する「しずおか交通安全心ネット」をウェブ上に公開し、情報提供を行っている。
- ・ 防犯メールとして「エスピーくん安心メール」により、不審者情報や身近な犯罪発生情報などを提供している。
- ・ 交通安全に関する総合的な情報発信として、「しずおか交通安全心ネット」により、各季の交通安全運動の告知、法令等の改正、交通安全関係イベントの案内など県民に必要な交通安全情報を提供している。

#### (新交通管理システム(UTMS))

- ・ 交通情報提供システム(AMIS)では、光ビーコンを使用したナビゲーション上での交通情報を提供している。
- ・ 公共車両優先システム(PTPS)では、信号を制御し専用・優先レーンでバスをスムーズに走らせている。
- ・ 現場急行支援システム(FAST)では、緊急車両の通行を感知し信号機を制御することにより、救急車の搬送時間の短縮、救急車やパトカーの現場時間への短縮を図るとともに、緊急走行に起因する交通事故防止を目指している。



FAST説明図



### 【今後の取組】

- ・ 「エスピーくん安心メール」の登録者数を増やしていく。
- ・ 事故・犯罪マップに関しては、スマートフォンに対応したサービスの充実を図る。また、提供する情報の精査に努め、よりわかりやすく活用しやすい環境を整備していく。
- ・ 防犯まちづくりの取組に関するコンテンツをさらに充実させ、アクセス件数を増やし、犯罪の起きにくい社会作りを推進する。
- ・ 「しずおか交通安心ネット」のコンテンツをさらに充実することにより、アクセス数を増加させ、交通事故の少ない安全安心社会の実現を図る。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ まちねこゼロネットによる防犯活動情報の収集・発信					→
・ しずおか交通安心ネット					→
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     コンテンツの充実を図り、アクセス数 50,000件以上を目指す。                 </div>				

# II ICTの利活用推進による地域の活性化、産業の活性化

## II-1 地域の活性化

国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、地域の資源をいかした観光や公共・行政、農業等の地場産業等において、IT・データを活用することにより、子供や高齢者も生き生きと暮らせるよう、地域の特性に応じた、魅力ある地域の元気を創造するとともに、地域や社会が抱える課題を解決する新しいアイデアや技術を持つ若手やベンチャー企業を発掘・育成し、社会・地域活性化の持続的な発展につながる好循環モデルを創出することにより、災害に強く成長する新たな街づくりを実現することが重要であると位置づけている。

### II-1-1 文化芸術コンテンツの充実

#### 【現状と課題】

- ・ 文化芸術コンテンツにおいては、静岡県を「ふじのくに芸術回廊」として捉え、県内にある様々な文化資源の価値を県民に認識してもらうため、平成23年度からデータベースの公開によって、様々な立場から情報収集・提供が可能な体制を整備している。
- ・ 「静岡県のすごい産業遺産」や静岡県に伝わる民話スポットをマンガで紹介する「マンガたり SHIZUOKA」を電子書籍化している。
- ・ 静岡県の自然や名所・旧跡などの魅力的な文化資源を情報提供するため、ネットテレビ「ふじのくにの宝めぐり」をウェブ上に公開している。
- ・ 文化芸術コンテンツをよりわかりやすく情報提供するため、様々なデータベースをウェブ上に公開している。
- ・ スマートフォン向けのアプリとして、県内の文化資源を身近に楽しく巡ることができる「すごめぐり 223」を開発し利用者に提供している。

公開しているデータベースの例

	内 容
ふじのくに文化資源データベース	・ カテゴリ：名所・旧跡、歴史的建造物、自然景観、文化施設、動植物、伝統芸能、祭り、催し物、食・特産品、富士山ゆかりの文化資源 ・ 登録件数 2,041件(H25.8月現在)

ふじのくにささえるチカラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の文化・芸術をささえる活動団体を紹介</li> <li>・100 団体掲載(H25 末)</li> </ul>
近代和風建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近代の伝統的様式工法による訪問可能な建築物や、その周辺情報を掲載</li> <li>・HP に掲載</li> </ul>
アトリエふじのくに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載対象：文化芸術イベント、伝統芸能、地域の祭り、旬のグルメ、自然景観等季節の文化資源</li> <li>・HP に掲載</li> </ul>
すごめぐり 223	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業遺産、名所・旧跡、先人ゆかりの地等 223 か所を楽しく巡るアプリ</li> <li>・訪問地ポイント取得ラリーを開催(H24 で終了)</li> </ul>



ふじのくに文化資源データベース



アトリエふじのくに

### 【今後の取組】

- ・ 「ふじのくに文化資源データベース」、「ふじのくにささえるチカラ」を主軸とし、よりわかりやすい情報提供を目指したDBの再編、拡充を行う。
- ・ 若手アーティストを起用した電子書籍「マンガたり SHIZUOKA」第2巻の発行を主軸に、民話等の伝承を行うと同時に県内の創作活動を支援する。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ DB の改編案の検討		→			
・ 改編と管理者契約関係整理			→		
・ 新たな文化資源分野の付加					→



## II-1-2 富士山の情報提供戦略

### 【現状と課題】

- ・ 富士山の世界遺産登録に当たり、世界遺産委員会から「富士山の価値（構成資産の関係性）の理解を促進すること」との勧告・要請を受けており、平成26年12月までに情報提供戦略を策定し、富士山の顕著な普遍的価値等を情報発信していく。
- ・ 外国人登山者の増加に伴い、遭難や道迷いが増えていること、利用者負担制度が本格実施となることから、外国人への情報を的確に発信する必要がある。

### 【今後の取組】

- ・ 「静岡県富士山オフィシャルサイト」(仮称)により、富士山の顕著な普遍的な価値、富士山登山情報等を発信するとともに、利用者負担のインターネット徴収を実施する。  
なお、外国人対策として、多言語による情報発信を行う。

静岡県富士山オフィシャルサイト（仮称）の構成案

項目	内 容
富士山の顕著な普遍的価値	富士山の「歴史」「文化」(信仰の対象・芸術の源泉)、構成資産(構成資産の紹介、アクセス方法、構成資産巡りルートの紹介)
富士登山	登山ガイド、マナー、アクセス方法、登山ルート、山小屋の宿泊状況、山頂等の天候、登山道の渋滞予測情報
利用者負担	富士山保全協力金のインターネット徴収
富士山の楽しみ方	富士山の自然、周辺観光情報、イベント情報、ブログ 等

### 【工程表】

項 目	H25	H26	H27	H28	H29
・ 静岡県富士山オフィシャルサイト（仮称）の検討、制作		→			
・ 静岡県富士山オフィシャルサイト（仮称）による情報発信					→
・ 利用者負担のインターネット徴収					→

## II-1-3 スマートICT等を活用した観光情報の提供

### 【現状と課題】

- ・ 観光情報については、世界文化遺産に登録された富士山や本県の魅力を紹介する総合的な観光情報サイトとして、「ハローナビしずおか」等を（公社）静岡県観光協会が運営し、情報発信を行っている。
- ・ 富士山の世界遺産登録や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を受け、今後一層の増加が予想される訪日外国人の快適な旅行環境を創出するため、Wi-Fi などスマートデバイス向けの通信環境の整備を進めている。

### 【今後の取組】

- ・ 静岡県の観光情報を発信する Facebook 等のページの作成など、スマートフォンの普及等による新たなコミュニケーション手段へ対応するため、「ハローナビしずおか」等を運営する（公社）静岡県観光協会などと連携し、SNS 等により観光情報を発信していく。
- ・ 外国人旅行者のニーズが高い無料の公衆無線 LAN（Wi-Fi）について、県内のビジットジャパン案内所（V案内所）をはじめ、各市町の観光案内所や宿泊施設等における整備を促進する。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ 新たなコミュニケーション手段への対応		SNS 等による観光情報の発信	いいね等 1,000 件	いいね等 1,500 件	いいね等 2,000 件
・ 外国人が無料で利用できる Wi-Fi 整備の促進					

## II-1-4 地域の特性に応じた情報化の推進

### 【現状と課題】

#### (移住・定住促進に関する情報発信)

- ・ 静岡県へ移住する際に必要となる情報を集約し、一括して提供する静岡県移住・定住情報ウェブサイト「ゆとりすと静岡」により、県の施策説明、イベント等お知らせ情報、空き家バンク機能による物件紹介、移住体験談ブログ等による情報発信を行っている。

#### (地域情報化コーディネータの派遣による情報化の推進)

- ・ 市町、団体等が開催する研修会等に、ICTの専門家である「地域情報化コーディネータ」を派遣し、地域における光ファイバ網等の整備やICTの利活用を促進することにより、産業振興、交流の促進、地域情報の発信強化等の地域の活性化を図っている。

### 【今後の取組】

- ・ 移住・定住促進に関しては、引き続き、市町、地域団体と協働しながら提供情報の拡充等を行っていく。
- ・ 地域情報化コーディネータの派遣に関しては、引き続き、県内の商工会、商工会議所及びその連合会、JA及びその中央会等、各種団体に対し、コーディネータ活用の働きかけを行い、地域の特性に応じた情報化を促進する。



ゆとりすと静岡

【工程表】

項 目	H25	H26	H27	H28	H29
・情報ウェブサイト「ゆとり すと静岡」を活用した情報 発信		提供情報の随時更新と内容の拡充			

## II-2 産業の活性化

### II-2-1 ふじのくに農芸品の充実・高付加価値化

#### 【現状と課題】

- ・ 国の『世界最先端 I T 国家創造宣言』では、農業の現場における計測などで得られる多くのデータを利活用することで、高い生産技術を持つ篤農家の知恵を人材育成や、小規模農家も含む多数の経営体で共用・活用すること等による収益向上を図ること、農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの普及により、安全・安心なジャパンプランドの確立を図り、当該 I T 利用技術により生産された農産物と当該技術の海外展開を成長軌道に乗せること等が重要であると位置づけている。
- ・ 日本一高い富士山や日本一深い駿河湾をはじめとする多様な風土と温暖な気候に恵まれた静岡県では、多彩で品質の高い農林水産物を生産しており、これを「ふじのくに農芸品」として、ホームページなどで情報提供している。
- ・ 農業関連情報のポータルサイト「アグリネットしずおか」やメールマガジンで情報提供を行っている。また、Facebook「静岡県の新規就農」で、静岡県の新規就農についての情報を発信している。
- ・ 施設園芸の低コスト化、高品質化などを推進するため、高度環境制御技術と I C T を組み合わせた技術の開発を進めている。今後は、スマートデバイスを活用した遠隔操作による施設環境制御・データ蓄積・モニタリングなど農業用クラウドシステムを活用していくことが必要である。

農芸品ポータルサイトの例

	概 要
アグリネットしずおか	農業者への情報提供及び農業者と消費者等の交流を促進
O-CHANET	お茶に関するイベント情報、歴史、文化、効能など各種情報を発信、英語版あり
花咲くしずおか	花と緑による家庭や地域などの快適な環境づくりの情報を提供
ふじのくにしずおか食の情報館	「しずおか農林水産物認証制度」を中心とした食の安全・安心についての情報を紹介
美味しい静岡百選.COM	静岡県の野菜、フルーツ、お茶、魚、お菓子、食自慢の産直ホームページを結集



O-CHA NET



ふじのくにしずおか食の情報館

【今後の取組】

- ・ メールマガジンの配信先を拡大していく等、引き続き農業関連情報の提供を継続していく。
- ・ 施設園芸における高度環境制御とICTによる生産性向上支援については、農林技術研究所と県内の国立大学が共同研究を行うとともに、研修会の開催等により導入を支援していく。

【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ 施設園芸の高度環境制御技術やICTの導入 (累計目標値)					
		研究会開催	3 か所 3 か所	5 か所 8 か所	5 か所 13 か所

## II-2-2 情報通信産業の育成・ICT活用による地域産業振興

### 【現状と課題】

- ・ 財務・会計、人事・給与の業務領域で、ICTを導入している小規模事業者、中規模事業者は多いが、生産、物流等の業務領域では、大企業と比べて、ICTを導入している企業の割合は未だに低い。
- ・ ベンチャー企業等の情報化支援は、(公財)静岡県産業振興財団、(株)浜名湖国際頭脳センター、商工会議所、商工会等が各種相談や情報提供、研修などを行っている。
- ・ (公財)静岡県産業振興財団のホームページ上で、支援施策情報を一元的に提供し、新事業支援機関相互の情報の共有化とベンチャー企業等に対する総合的な情報提供を実施している。
- ・ 中小企業の情報化を推進するICT戦略の充実やICT人材の不足が課題となっている。
- ・ ICT産業は新たなイノベーションを生む基盤となってきた。
- ・ 沼津技術専門校において、システム分析・設計や各種プログラミング技術を習得したコンピュータエンジニアを育成している。

### 【今後の取組】

- ・ 中小企業の情報化については、研修・セミナーや専門家の派遣等により、ICTと経営を結びつけるノウハウの提供やICTを使いこなせる社員の育成を図る。
- ・ (公財)静岡県産業振興財団のホームページ上で、支援施策情報等の更新や新規登録を行うことにより、創業者やベンチャー企業等への支援をより一層強化していく。
- ・ 引き続き、沼津技術専門校でシステム分析・設計や各種プログラミング技術に関する訓練を実施することにより、県内の情報産業分野の人材育成を行っていく。
- ・ クリエイティブ産業の振興を図るため、クリエイターがその技術、ノウハウを活かして活躍できる環境づくりを支援する。
- ・ 新たなイノベーションを生む基盤となるICT産業を振興するため、人材育成をはじめ、創業を目指す企業への相談・アドバイスや販路開拓などの支援を行い事業化の促進を図っていく。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ ICT人材育成					→
・ 企業に関する相談・アドバイス					→

## II-2-3 ICTを活用した新たなワークスタイル導入による雇用促進

### 【現状と課題】

- ・ 「テレワーク」は情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ業務効率・生産性の向上を実現し、少子高齢化、地域活性化の課題にも対応するものとして期待されている。また、大規模災害等が発生した際のBCP（業務継続計画）、節電対策及び環境負荷軽減にも有効な手段として期待されている。
- ・ 国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、若者や女性、高齢者、介護者、障がい者をはじめとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのITサービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現することとし、行政機関としても、テレワークを推進するなど、ワークスタイルの変革を進めることが重要であると位置づけている。

### 【今後の取組】

- ・ 働く人の価値観や生き方に応じた多様な働き方が選択できるよう、テレワークなど、時間や場所にとらわれない新たな働き方について広報紙、ホームページ等で情報提供を行う。



## II-2-4 オープンデータ・ビッグデータ活用による産業活性化

### 【現状と課題】

#### (オープンデータの活用)

- ・ 公共データを二次利用可能な形で民間に開放すること（オープンデータ）により、県自身がサービスを提供しなくても、民主導でネットワークを通じた多様な公共サービスが創造されることになるなど、オープンデータの推進により、行政の透明化・信頼性の向上、県民参加・官民協働の推進、経済活性化・行政の効率化が三位一体で進むことが期待されている。
- ・ 国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスが利用しやすいように、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開するとともに、公共データの利用促進のために、コンテスト手法の活用等により、利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開やデータを活用する高度な人材育成にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援することが重要であると位置づけている。
- ・ 国のIT戦略本部は、平成24年7月に『電子行政オープンデータ戦略』を決定し、平成25年6月には、英国で開催されたG8サミット首脳会議で、各国首脳が『オープンデータ憲章』に合意した。さらに、同年6月には、国の新たなIT戦略として、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて『公共データの民間開放（オープンデータ）、ビッグデータの利活用促進』を閣議決定した。

「新たな情報通信技術戦略」及び「電子行政推進に関する基本方針」の趣旨に則り、公共データの活用促進に集中的に取り組むための戦略として、電子行政オープンデータ戦略を策定する。

◆ 戦略の意義・目的

① 透明性・信頼性向上 → 行政の透明性の向上、行政への国民からの信頼性の向上  
 ② 国民参加・官民協働推進 → 創意工夫を活かした公共サービスの迅速かつ効率的な提供、ニーズや価値観の多様化等への対応  
 ③ 経済活性化・行政効率化 → 我が国全体の経済活性化、国・地方公共団体の業務効率化、高度化

◆ 基本的な方向性

【基本原則】① 政府自ら積極的に公共データを公開すること  
 ② 機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること  
 ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること  
 ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

◆ 具体的な施策

【平成24年度】以下の施策を速やかに着手

1 公共データ活用の推進（公共データの活用について、民間と連携し、実証事業等を実施）【内閣官房、総務省、経済産業省】  
 ① 公共データ活用ニーズの把握 ② データ提供方法等の整理 ③ 民間サービスの開発

2 公共データ活用のための環境整備（実証事業等の成果を踏まえつつ、公共データ活用のための環境整備）【内閣官房、関係府省】  
 ① 必要なルール等の整備（著作権の取扱いルール等） ② データカタログの整備 ③ データ形式・構造等の標準化の推進等  
 ④ 提供機関支援等についての検討

【平成25年度以降】ロードマップに基づき、各種施策の継続、展開【内閣官房、関係府省】

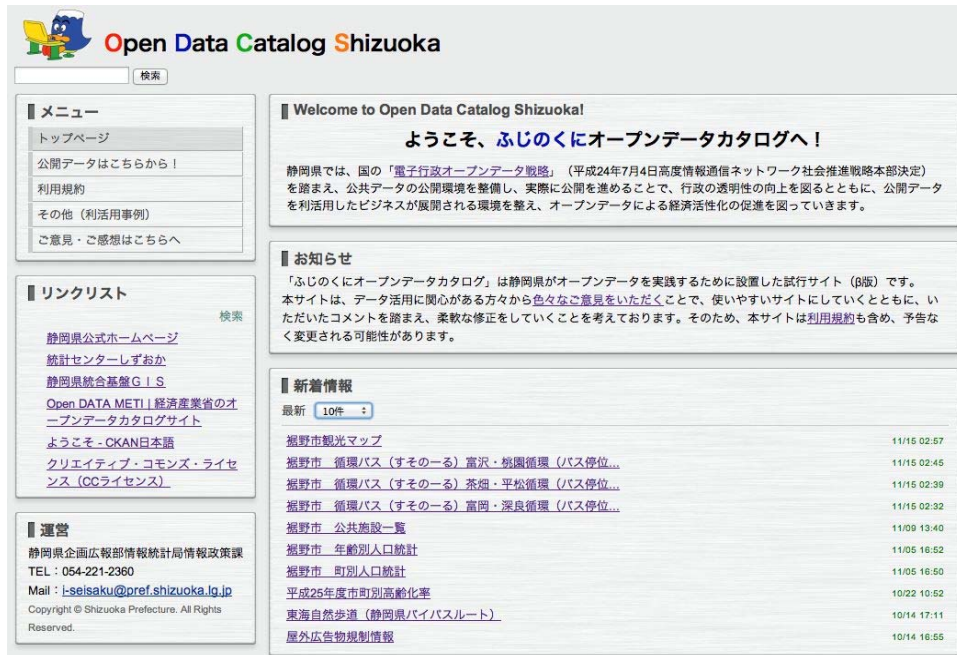
◆ 推進体制等

【推進体制・制度整備】オープンデータを推進するための体制として、速やかに、官民による実務者会議を設置  
 ① 公共データ活用のための環境整備等基本的な事項の検討【内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省】  
 ② 今後実施すべき施策の検討及びロードマップの策定 ③ 各種施策のレビュー及びフォローアップ  
 【電子的提供指針】フォローアップの仕組みを導入し、「具体的な施策」の成果やユーザーの要望等を踏まえ、提供する情報の範囲や内容、提供方法を見直し【内閣官房、総務省】

出典：第57回IT戦略本部(2012.07.04)資料

(出典：平成25年度総務省情報通信白書)

- 平成 25 年 8 月に、県の各種公共データを公開し、二次利用できるようにしたウェブサイト「ふじのくにオープンデータカタログ」を都道府県で初めて開設した。開設時は富士山ビューポイントなどの観光情報、気象観測などの防災情報をはじめ 31 種類のデータを公開し、平成 26 年 3 月現在では、静岡県だけでなく、裾野市のバス路線情報や人口統計、公共施設一覧等のデータを加え、全部で 93 種類のデータを公開している。



ふじのくにオープンデータカタログ

- オープンデータは、民間サービスの創出が促進されることが期待されており、「富士山ビューポイント」データを活用して、スマートフォン等で富士山の撮影スポットへ案内するアプリケーション（富士フォト）等が IT 技術者により開発されている。



富士フォトのイメージ

- 平成 26 年 2 月 22 日に世界各都市で開催された「インターナショナル・オープンデータ・デイ 2014」に、富士山の日協賛イベントとして本県も初参加し、静岡県立大学を会場にした県のオープンデータを活用したアイデアソン・ハッカソン、三保の松原世界遺産登録記念マッピングパーティーなどが行われた。

**(ビッグデータの活用)**

- 無線通信技術の進展、SNSの定着、スマートフォンの普及により、多様で膨大なデジタルデータがネットワーク上で生成・流通・蓄積されている。こうしたビッグデータを活用することにより、革新的なサービスやビジネスモデルの創出が期待されている。
- 国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、個人や機器・インフラの行動・状態が日々刻々とITにより流通・蓄積されており、このビッグデータの利活用による、付加価値を生み出す新事業・新サービスを推進することが重要であると位置づけている。

**【今後の取組】**

- 「ふじのくにオープンデータカタログ」は、都道府県初のカatalogサイトであり、更改データ項目数も現在、都道府県トップであるが、今後は、県統計データや市町と連携し市町のオープンデータも登録するなどして、平成 29 年度末には 500 項目のデータを公開することを目指していく。
- 「オープンデータ」は広義では民間データも含むことから、公共データだけでなく、民間データのオープンデータ推進のため、「オープンデータ流通推進コンソーシアム」など、各種団体と連携し、オープンデータの利活用促進を図る。
- オープンデータを活用したアプリケーションやサービスの開発や普及を促進するため、各種団体や大学等と連携し、アイデアソン・ハッカソンの開催を行い、オープンデータの利活用促進を図るとともに、毎年 2 月に世界各都市で開催される「インターナショナル・オープンデータ・デイ」に継続的に参加していく。
- インターネット上の膨大な情報をリアルタイムに収集・解析し、可視化する技術等を活用し、災害発生時における SNS ジオデータ（ソーシャルネットワークで交わされる位置情報付きのデータのこと）等ビッグデータの活用を企業等と協働で検討する。

**【工程表】**

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・オープンデータの推進 (市町との連携)					→
	市町と連携した公開データ項目数の拡大				
・公開データの利活用促進					→
	利活用促進を図る各種イベントを支援				

# III 日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携

## III-1 暮らしに役立つ行政情報の提供

### III-1-1 県ホームページの改善

#### 【現状と課題】

- ・平成 25 年度県政世論調査によると、県ホームページの広報媒体としての浸透度は 24.0%であり、県民だよりやテレビ等他の広報媒体に比べて低い。
- ・県ホームページの 1 ヶ月平均のアクセス件数は、平成 24 年度で 434 万件（対前年比 95%）となっており、伸び悩んでいる。
- ・県ホームページは、デザインや機能に統一性を持たせるとともに、音声読み上げソフトへの対応を図るなど高齢者や障害者の方にも利用しやすいサイトになっており、アクセシビリティへの配慮に努めている。
- ・最近の取組としては、フェイスブック、ツイッター等と連携できる SNS ボタンの追加、スマートフォンに対応した主要なウェブページの作成等を行っている。
- ・大規模災害時における情報発信を確実なものにするため、ヤフーと協定を結び、「Yahoo! ブログ」サイトに災害情報ページを開設できるようにした。
- ・災害時に公開サーバが被災した場合に備え、遠隔地にクラウドを利用した予備サーバを設置した。公開サーバがネットワークの断絶等によりアクセスできない場合に、自動的に予備サーバへ切り替え、予備サーバから「Yahoo! ブログ」へ誘導できる環境を構築した。
- ・楽天が運営する地域密着型サイト「まち楽」の各都道府県のページに、県の特産品や産業、観光、主要施策等を紹介している。

ホームページの 1 ヶ月平均アクセス件数

区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
件数(万件)	423	472	422	461	455	434
対前年比(%)	90	112	89	109	99	95

#### 【今後の取組】

- ・全ての人々が利用しやすいホームページを目指して、平成 25 年 3 月に「ウェブアクセシビリティ方針」を定めて、本方針に適合するアクセシビリティに配慮したページ作成を推進する。



- ・常に最新の情報を提供できるよう情報の更新を迅速に行っていく。
- ・英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の4カ国語に対応している外国語サイトについては、利用者のニーズに対応したホームページとなるよう改善していく。
- ・平成26年1月に開設したスマートフォン用ホームページについては、利用者のアクセス数を踏まえて、コンテンツを拡大していく。
- ・伸び悩みを見せているアクセス数については、魅力あるコンテンツの作成に努め、マスコミ等を通じ情報発信していく。
- ・利用者が目的のコンテンツを探しやすくするため、検索エンジンの改良、トップページの改善、トップページから目的ページまでのクリック回数の見直し等検討していく。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・アクセシビリティに配慮したホームページ	主要ページ試験・結果公表				
・魅力あるコンテンツの作成	随時作成		順次試験対象を拡大		
・スマートフォンへの対応	公式ページ作成	効果検証		運用について検討	

静岡県トップページ

ふじのくに 静岡県公式ホームページ

サイト内検索 分野別情報 閲覧支援

緊急・危機管理情報/県内気象情報

農業マラチオンが検出された冷凍食品に関する情報

インフルエンザが流行し始めました!

ノロウイルスによる感染症や食中毒に注意しましょう!!

「RSウイルス感染症」が増えています

いいね!静岡 国民投票

県民だより Facebook 静岡未来 ネットテレビ

注目情報

知事年頭あいさつNEW

長澤まさみさんがアンバサダー いいね!静岡 国民投票

第4次地震被害想定(第二次報告を追加しました)

新しい総合計画に皆さまのご意見をおよせください

注目情報一覧を見る 注目情報のRSS

新着情報 資格・試験 報道発表資料

1月8日 東日本大震災等による避難者数(1月6日現在) NEW

1月6日 静岡県及び周辺域の週間地震活動概況を更新しました NEW

1月1日 県民だより1月号を発行!「新春知事インタビュー」を特集

12月27日 「自主防災メールマガジン」最新号を配信しました!!

12月27日 ふじのくに産業だより「Seed s」1月号を発行しました

12月27日 浜岡原子力発電所周辺環境放射能調査結果(速報)

12月26日 新しい行財政改革大綱(案)のパブリックコメントを実施しています

新着情報一覧を見る 新着情報のRSS

イベント情報・募集

観光情報 ライブカメラ 富士山ビュー

ようこそ知事室へ 静岡県知事 川勝平太

分野別情報

暮らし・環境 健康・福祉 教育・文化 産業・雇用 交流・まちづくり 県政情報

静岡県議会 静岡県教育委員会 静岡県警察 静岡県立病院 施設・県の機関案内 富士山静岡空港

県政を知る 県政に参加する

著作権・リンクについて 個人情報保護について

県庁へのアクセス 各種お問い合わせ

携帯電話向けページについて 県庁案内: 054-221-2455

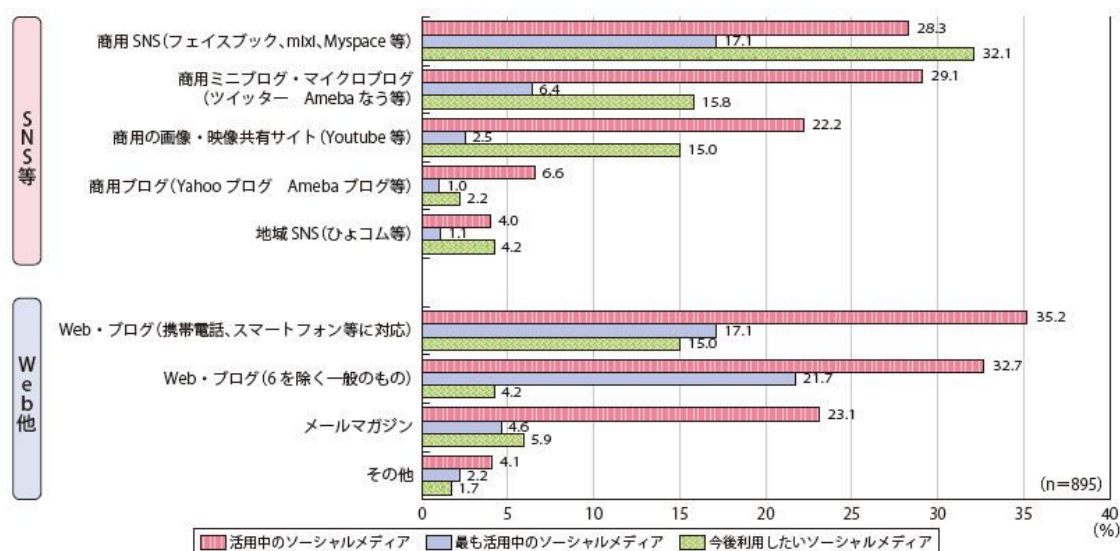
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
Copyright © Shizuoka Prefecture. All Rights Reserved.

スマートフォン対応ページ (左から3列に分割表示)

## III-1-2 ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化

### 【現状と課題】

- ICTの新たなトレンドとして、フェイスブックやツイッターなどのソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）やユーチューブ、ユーストリームなどの動画サイトなどの新しい情報発信手段が注目されている。自治体でもこうしたソーシャルメディアを活用して情報発信していく例が増えており、県としても今後力を入れていく必要がある。
- 県におけるソーシャルメディアの活用事例としては、平成24年10月から開始した県内大学生による情報誌「静岡時代」編集部と県との協働による「静岡未来」、文化・観光部の「プラサ ヴェルデ」、経済産業部の「静岡県商業まちづくり室」、「静岡県雇用推進課」、交通基盤部の「沼津高架化P Iプロジェクト」や「静岡県教育委員会」などがあるが、さらなる周知と拡充を図っていく必要がある。



(出典) 総務省「地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究」(平成25年)

### 地方自治体のソーシャルメディア種類別の活用状況

(出典：平成25年度総務省情報通信白書)

### ソーシャルメディアを活用した事例

Facebook	静岡未来、プラサ ヴェルデ、沼津高架化P Iプロジェクト、静岡県教育委員会
Twitter	静岡県商業まちづくり室、静岡県雇用推進課
You Tube	ふじのくにネットテレビ
Ustream	知事記者会見

## 【今後の取組】

- ・ 県政のさまざまな情報や本県の魅力ある情報を、ソーシャルメディア等の新しいメディアを活用して県内外に発信していく。また、引き続き、情報発信に適した新しいメディアの活用について、情報収集を行っていく。
- ・ A R (Augmented Reality 拡張現実)、写真・動画の共有や対象者・地域を特定したソーシャルメディア等、新技術を活用し情報発信に取り組んでいく。

## 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ フェイスブック 「静岡未来」			運用		
・ 新メディア			情報収集・	研究	



静岡未来フェイスブックページ

\*A R : Augmented Reality の略。ありのままに知覚される情報に、デジタル合成などによって作られた情報を付加し、人間の現実認識を強化する技術のこと。

例) スマートフォンなどの携帯デバイスのカメラなどを通して現実の映像を表示し、そこからGPSなどによって得られた位置情報と、マップとして保存されている施設やランドマークなどの情報を付加することができる。



### III-1-3 ネットコンテンツの活用促進

#### 【現状と課題】

- ・ 県では、インターネットを活用して、様々な情報（コンテンツ）を県民の方々に提供しているが、そうしたコンテンツを頻繁に利用してもらえるよう、利用者のニーズにあったコンテンツの作成、鮮度の高いコンテンツの提供、希望のコンテンツをみつけやすくする工夫が今後とも必要である。

主なネットコンテンツの例

コンテンツ名	概要
ふじのくにネットテレビ	You Tube や Ustream で県政ニュースや広報番組等を配信
ライブカメラ富士山ビュー	県内 3 箇所に設置されたカメラから富士山のライブ画像を配信
統計センターしずおか	県の保有する統計情報等を提供
My しずおか日本一	静岡県が日本で一番のものを紹介
申請書類等ダウンロードサービス	県に関係する申請書をまとめて提供
しずおか電子申請サービス	県や県内の市町に対する申請届出の電子申請窓口
静岡県施設予約システム とれる Net	県内の公共施設の空き状況の照会や予約
ふじのくにオープンデータカタログ	県や県内の市町が保有するデータを公開
統合型 GIS (地理情報システム)	県内の地質情報など県の施策を GIS を利用して提供
サイポスレーダー	気象情報、防災情報、雨量・水位情報等をリアルタイムで提供
森林情報共有システム	県の民有林の情報発信と県民が持つ情報を自ら発信する場を提供
ふじのくに NPO 活動基金	県民や企業からの寄付で社会貢献活動を支援
緊急・危機管理情報	地震・風水害・健康管理・原発など県民の生命に係る情報を提供
しずおか木使いネット	県産材の利用拡大に役立つ木と竹に関する情報を発信
ものづくりしずおか銘品ガイド	県が選んだものづくりの一逸品を紹介
部品美術館	静岡が誇る工業技術品を部品単位で紹介
ハローナビしずおか	静岡県の観光を日本語のほか、英語、韓国語、中国語で提供
ゆとりすと静岡	空き家情報をはじめ、静岡県の移住・定住情報を提供
ふじさんっこ☆子育てナビ	子育て中の親世代をサポートする情報や行政などの取組を紹介
ふじのくにゆうゆう net	子ども向けの学習情報や体験型イベント情報、学校向け情報を提供
まちねこゼロネット	地域における防犯まちづくり活動情報の収集・発信

【今後の取組】

- ・ 既存コンテンツの充実を図るとともに、新しい魅力のあるコンテンツの作成に取り組んでいく。
- ・ ソーシャルメディアを活用したコンテンツやスマートフォンやタブレット端末に対応したコンテンツの作成に取り組んでいく。

【工程表】 III-1-1 参照



ふじのくにネットテレビ



サイポスレーダー



ハローナビしずおか



しずおか木使い net



まちなこゼロネット



部品美術館

## III-2 県民の行政参加の推進

### III-2-1 県政インターネットモニターやパブリックコメントの実施

#### 【現状と課題】

##### (県政インターネットモニターの実施)

- ・ 県民の意向を速やかに把握し迅速に県政に反映するため、インターネットを活用し、「県政インターネットモニターアンケート調査」や県政に関する意見・提言等の受入れを実施している。
- ・ 県ホームページ（モバイル版含む）の意見投稿フォームや県民のこえ専用の電子メールを設けるなど、県民のこえを受け付ける多彩な手段を用意している。

##### (パブリックコメントの実施)

- ・ 県の政策に県民の意見を反映させる仕組みであるパブリックコメント（県民意見提出手続）を、県ホームページと連動したデータベースシステムを活用して実施している。
- ・ 平成 25 年度から、県ホームページに掲載する資料作成のポイント等を説明する「県民意見提出手続活用研修会」を開催している。

#### 【今後の取組】

- ・ インターネットモニターに関しては、アンケート調査結果・反映状況、寄せられた意見・県からの回答等をより分かりやすい形でホームページに公開していく。また、県民のこえを受け付ける手段については、新しいメディアの動向を研究していく。
- ・ パブリックコメントを実質的なものとし、効果的な活用を図るため、実施に当たっての周知や分かりやすい資料づくり等県民が意見を出しやすい環境づくりに取り組んでいく。

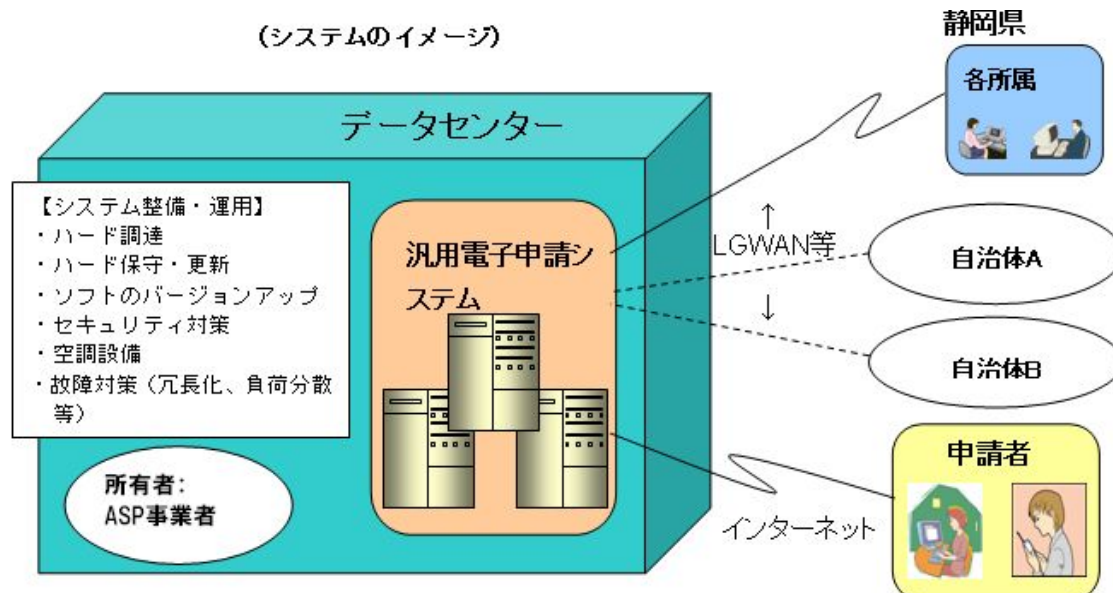
### III-3 行政手続のオンライン化の推進

#### III-3-1 申請・届出等手続のオンライン化の推進

##### 【現状と課題】

##### (汎用電子申請システム)

- 平成 17 年 4 月から、県民の利便性向上と行政事務の効率化を目的にインターネットを通じて県への様々な行政手続の利用が可能な汎用電子申請システムを運用している。平成 18 年度からは、簡易申請機能を追加し、平成 23 年 11 月にクラウドサービス方式の新システムへ移行した。平成 25 年 4 月 1 日現在の手続数は、一般申請 48 + 簡易申請である。
- 平成 24 年 4 月から「しずおか電子申請サービス」として、県内市町と共同利用を開始し、平成 25 年 4 月 1 日現在の共同利用団体数は 34 市町となっている。



##### (県有施設予約システム)

- 平成 14 年 4 月から、県有施設の利用予約をインターネットから行うシステム（「とれるNet」）の運用を開始し、平成 21 年 11 月にクラウドサービス方式の新システムへ移行した。開始時は 6 施設であったが、現在は 13 施設で運用している。

##### 【今後の取組】

- 分かりやすい紹介に努め、利用率の向上を図る。
- 汎用電子申請について、利用率が高い簡易申請の利用を積極的に進めるとともに、電子署名の省略や添付書類の削減等の取組を高い安全性を確保しながら一層、充実していく。
- 県有施設予約システムについては、更なる利用率向上及び導入施設の拡大等のため、

積極的にPRしていく。

【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・汎用電子申請の利便性向上					→
・簡易申請の利用拡大					→

## III-3-2 税の申告手続のオンライン化の推進

(地方税ポータルシステム：eL TAX)

### 【現状と課題】

- ・ 申告書(書面)の提出により行われている地方税の申告手続きをインターネットにより行うことを可能とし、納税者の申告手続負担の軽減による利便性向上と税務行政の効率化を図っている。
- ・ 平成 23 年 1 月から所得税申告書等の地方団体への電子的送付(国税連携)業務が県及び全市町において開始され、平成 25 年 3 月県内すべての市町にて電子申告サービスが利用可能となった。

### 【今後の取組】

- ・ 法人 2 税に係る電子納税について、既導入団体の利用状況や費用対効果の検証により、導入時期を検討していく。
- ・ 税を考える週間や県のホームページ等で利用促進の広報を行っていく。

(自動車保有関係手続のワンストップサービス：OSS)

### 【現状と課題】

- ・ 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続(検査・登録、車庫証明、納税等)を、インターネットを利用して一括して行うことができるようするため、国が構築したワンストップサービス・システム(OSSシステム)を導入し、申請者の負担軽減、利便性の向上及び行政事務の効率化を図っている。

### 【今後の取組】

- ・ 継続検査(車検)時における自動車税の納税確認の電子化が平成 27 年度に予定されているので、システム対応を行う。
- ・ 税を考える週間や県のホームページ等で利用促進の広報を行っていく。

### III-3-3 公共事業の調達手続のオンライン化の推進

#### 【現状と課題】

- ・ 県における公共事業の電子入札は、平成 19 年度以降、全入札案件を対象として実施している。
- ・ 県内全市町が参加する「静岡県電子入札共同利用者協議会」が平成 16 年度に設立され、公共事業関連（工事及び附帯業務）入札を対象に、県と市町が電子入札システムの共同利用を拡大している。（平成 25 年度末で 25 市町が運用）
- ・ 現在の電子入札システムについては、新たな入札方式への対応や、物品調達、新しい端末 OS への対応等、時代に合わせたシステムの対応が必要とされている。
- ・ 「静岡県電子入札共同利用者協議会」では、市町より物品の入札への要望が強くなっている。

#### 【今後の取組】

- ・ 新たな入札方式が採用された際の速やかな対応を図るとともに、新端末 OS 等への対応が容易なシステムを目指すよう J A C I C（一般財団法人日本建設情報総合センター）へ要望していく。
- ・ 静岡県共同利用電子入札システムを適正に運用管理する。
- ・ 物品調達への電子入札対応について、市町の要望を踏まえ「静岡県電子入札共同利用者協議会」で共同利用を検討していく。

#### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ 静岡県電子入札共同利用者協議会					→
・ 静岡県共同利用電子入札システム					→



### III-3-4 公金の収納手続のオンライン化の推進

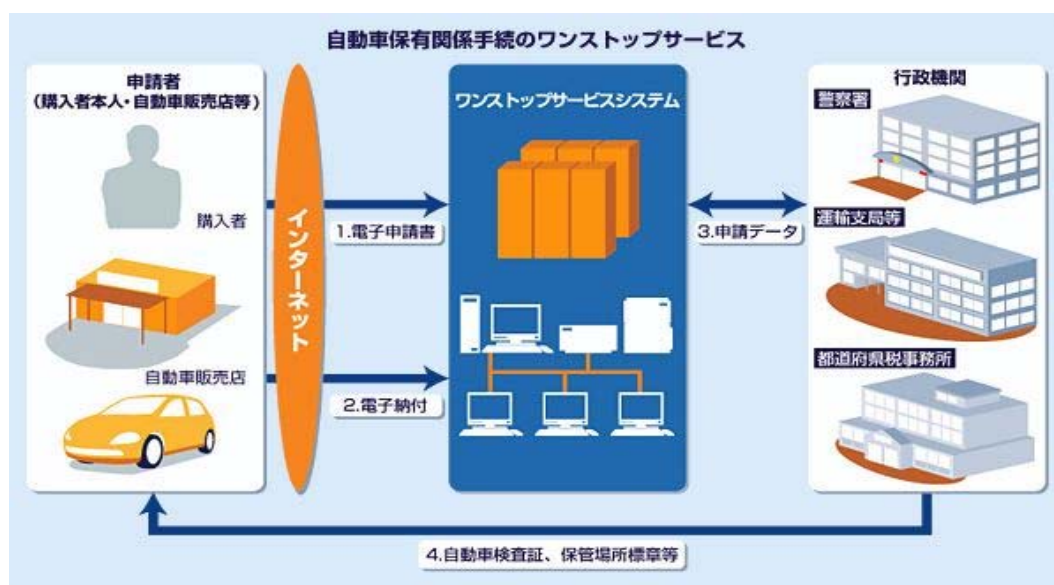
#### 【現状と課題】

- ・ マルチペイメントネットワーク（MPN）は、税金や使用料などの収納を行う収納機関（県）と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者は窓口、ATM、携帯電話、パソコン等の各種チャネルを利用して、税金等の支払いが可能となるシステムで、収納データは収納機関や金融機関に即時に反映される。
- ・ 平成 18 年 4 月から自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）による自動車税、自動車取得税、車庫証明手数料等のMPNを利用した電子収納を行っている。
- ・ 平成 21 年 4 月から新財務会計システムによる税外収入の納入通知書のMPN対応を行っている。
- ・ 平成 21 年 10 月から県営住宅使用料の納入通知書のMPN対応を、平成 23 年 1 月から新県税システムによる納税通知書のMPN対応を行っている。

#### ○ MPN（オンライン方式）の概要



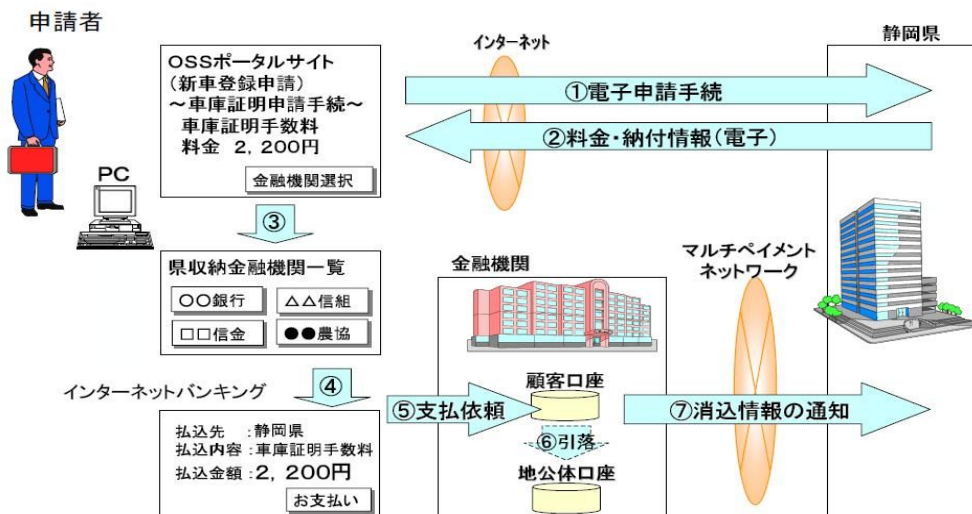
#### ○ 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の概要





○ OSSにおける、マルチペイメントネットワーク（MPN）を利用した電子収納

自動車保有関係手続きに係るワンストップサービス(OSS)における電子収納[情報リンク方式]



【今後の取組】

- 関係部局と連携し、各電子申請システム等において、申請と連動した電子収納の推進を図る。また、クレジットカードによる納付の導入や税外収入の収納手段の多様化を図る。

【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・MPNによる収納					→
(参考) ・自動車税のクレジット納付					→

## III-4 スマートICTをベースとした電子県庁の進化

国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、行政情報システムに対するIT投資に当たっては、業務改革を徹底することが重要であるとし、具体的には、クラウドの徹底活用による大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、番号制度を導入する分野等について行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し着実に取り組むこと、職員のワークスタイルについて、モバイル端末の利活用等を通じて、情報のデジタル化（ペーパーレス化）の推進と生産性向上を図るとともに、ワークスタイル・バランスや災害時等の業務継続性に配慮した変革を行うこと、また、自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取期間と位置づけ、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速すること等が必要であると位置づけている。

### III-4-1 仮想化を踏まえた新たなSDO環境の実現

#### 【現状と課題】

- ・平成10年度に483台のパソコンで運用を開始した庁内業務処理用ネットワーク「しずおかデジタル・オフィス（SDO）」は、平成13年度には出先機関を含めた職員にパソコン1人1台体制が整った。平成24年度の利用台数は約8,000台である。
- ・グループウェアの機能である電子メール、掲示板、予定表及びデータベースや、文書作成、表計算及びプレゼンテーション資料作成などのアプリケーションが利用されている。また、基幹業務である、財務会計システム、人事給与システム及び予算編成システムやその他の個別業務システムのクライアント（端末）として活用されている。
- ・現状のSDOシステムにおいては、インターネットに接続できない、グループウェアに対するリモートアクセス環境が構築されていない、LAN及びWANについて二重化されていない部分がある等の課題があげられる。
- ・先進的な自治体では、仮想デスクトップ（VDI：Virtual Desktop Infrastructure）を導入し、職員の利便性向上、セキュリティ機能の向上、運用負荷の軽減、トータルコストの削減等を実現しており、こうしたVDI環境に移行する自治体が増えている。

#### 【今後の取組】

- ・ファーストステップとして、インターネット閲覧環境を整備し、SDO端末からインターネットにアクセス可能とし、業務の利便性を向上させる。
- ・セカンドステップとして、ペーパーレス化の推進と生産性の向上、職員のワークスタイルを変革するため、モバイル端末を利活用できるリモートアクセス接続環境の整備

について検討していく。

- ・ サードステップとして、セキュリティ機能の向上、運用負荷の軽減、大規模災害やパンデミック時等における業務継続性を確保するため、シンククライアント端末等を活用した仮想デスクトップ環境の実現について検討していく。
- ・ さらに、各ステップを通じて、ネットワークの冗長性を確保するため、LAN、WANの二重化、また、システムとデータの安全性を確保するため、外部データセンターの活用等を検討していく。

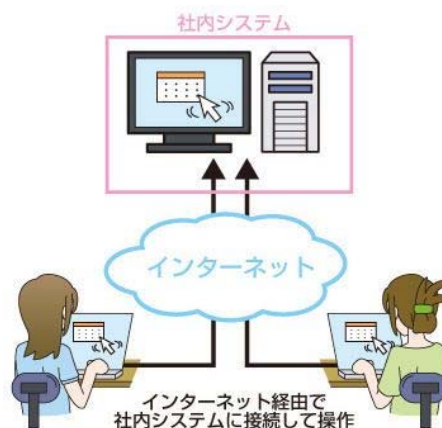
【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・インターネット接続環境の整備		→			
・リモートアクセス環境の検討					→

○ シンククライアントと仮想デスクトップの利用

シンククライアントとは、ソフトウェア管理やデータ処理をサーバ側に集中させて、利用者が使う端末には必要最小限の処理をさせるシステムです。利用者の端末で処理をしているように見えますが、実際はサーバ上でデータを処理・保管しており、その画面を利用者の端末に転送して表示しているのです。

同じような仕組みに、仮想デスクトップがあります。仮想デスクトップは、仮想化技術を用いて、サーバ上で複数のデスクトップ環境を実行させる技術です。利用者はシンククライアント端末などから、ネットワーク経由で企業・組織のサーバに接続し、自分のデスクトップ画面を呼び出して利用します。



シンククライアントや仮想デスクトップ技術を使うことにより、社員や職員が使うパソコン本体に重要情報を保存しないようにすることができるため、紛失時などの情報漏洩（ろうえい）対策に効果的です。また、ソフトウェアをサーバ側で一元的に管理するため、更新などのメンテナンスが行き届くという点も、情報セキュリティ対策として有効です。

（出典：総務省ホームページ「国民のための情報セキュリティサイト」）

## III-4-2 スマートデバイスを活用したワークスタイル変革

### 【現状と課題】

- 普及が進むスマートデバイス（タブレット端末、スマートフォン等）の業務への活用を促進することで、いつでも、どこからでも情報へアクセスできる特徴を活かして職員のワークスタイルの変革を推進する自治体が増えており、コスト削減や業務改革に取り組んでいる。

### 先進自治体におけるスマートデバイスの活用事例

事 例	内 容
ペーパーレス会議	<p>県の幹部が参加する経営戦略会議でタブレット端末を活用し、紙資料を廃して会議の効率化と活性化。</p> <p>経営戦略会議等にペーパーレス会議を導入している。印刷に係るコストの削減、会議直前での資料の差し替え、資料のカラー化及び発表者との同期による頁の切り替え等で分かりやすいなどの効果がある。</p>
救急医療ネット	<p>救急車にタブレット端末を配備し、救急車の中から病院側の受入れ可能情報をリアルタイムに共有。</p> <p>すべての救急車タブレット端末を搭載し、患者の搬送先となる病院の情報をリアルタイムで検索できるようにし、たらい回しを防止している。</p>
障害者就労支援	<p>タブレット端末を携帯し、企業訪問時に人材情報などをその場で提供するなど、リアルタイムで求人情報を提供。</p> <p>就労支援コーディネーターが、企業等及び福祉施設や就労支援機関等への訪問時に、タブレット端末からハローワークが保有する求人情報や求職者情報等と県が保有する福祉施設等の情報をリアルタイムで検索し、障害者の就労支援を行っている。</p>
B Y O D （Bring Your Own Device）	<p>職員個人所有のスマートフォンによる庁内へのリモートアクセスを実現。直行直帰が多い職員から導入。</p> <p>企業振興・立地、観光関係部署の職員の個人所有のスマートフォンから庁内ネットワーク内へアクセスを可能にし、公用パソコンに届いたメールや予定表を確認できるようにしている。職場へ戻ることなく、外出先からいつでも情報入手できることでビジネスチャンスを逃すことなく業務の効率化が図られている。</p>

### 【今後の取組】

- ・ 各種会議開催において、大量の紙が印刷・廃棄されている現状を踏まえ、印刷に係るコスト削減、会議直前の資料差し替えの利便性、配布資料のカラー化を実現するため、タブレット端末を活用したペーパーレス会議システムの導入について、テスト導入等を行いながら検討していく。
- ・ 観光業務や企業誘致業務など庁外で仕事を行うことが多い業務を中心に、個人所有のスマートデバイスを活用したメール・スケジュール管理等の庁内システムへのアクセスによる業務改革の可能性について、テスト導入等を行いながら検討していく。
- ・ 出先機関等における交渉業務、農作物等の管理業務など庁外で仕事を行うことが多い業務を中心に、スマートデバイスを活用した業務改善が導入できるよう、先進事例を調査・集約するとともに、各機関へ情報提供していく。

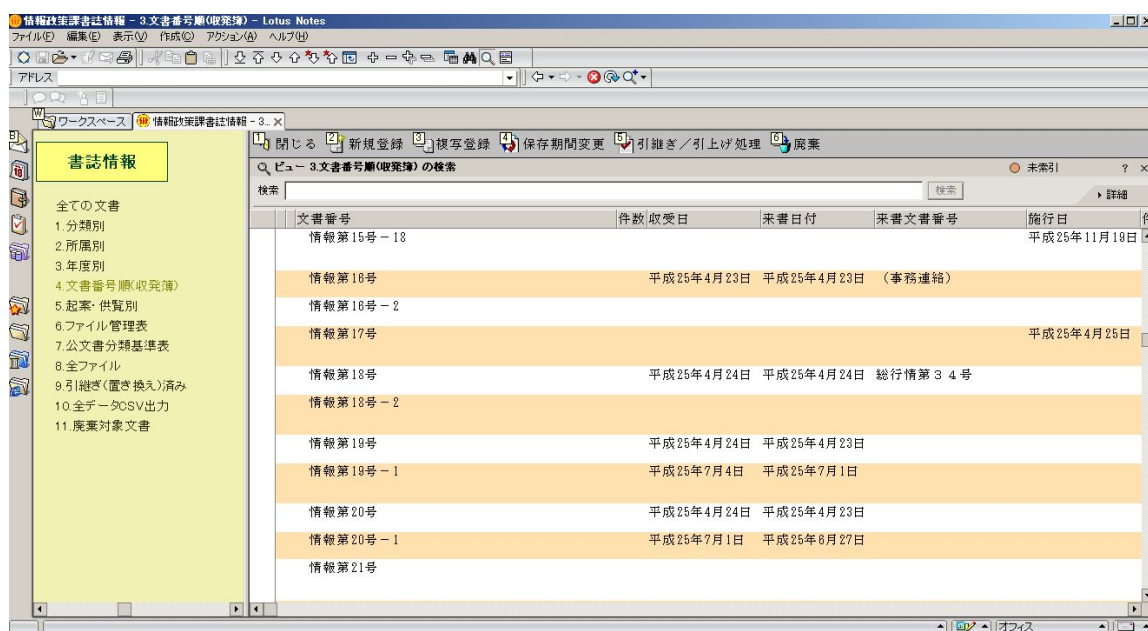
### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・テスト導入の検討					→
・出先機関等での利用について 調査・集約情報提供		→			

### III-4-3 新たな文書管理システムの導入

#### 【現状と課題】

- ・ 総合文書管理システムは、文書の収受、起案、決裁、施行、保存及び廃棄といういわゆる文書のライフサイクルについて電子的な事務処理を可能とし、紙文書と電子文書を一元的に管理することができるシステムである。
- ・ 現行のシステムの導入に際しては、操作性が向上し、かつ、長期的なコストの低減が図られるクラウドコンピューティング型システムの導入について検討したが、導入環境（国の支援、先行事例等）が整っていないことから、平成 24 年 3 月から、職員が操作に慣れているグループウェアを活用した文書管理データベースを導入することとした。



#### 【今後の取組】

- ・ 庁内ネットワーク環境等の整備に伴い、クラウドコンピューティング等を活用した新たな文書管理システムの導入について調査・検討する。

#### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・新たな文書管理システムの調査・検討					→

## III-4-4 統合型GISの利活用促進

### 【現状と課題】

- ・平成19年度に策定した「静岡県GIS統合基本計画」に基づきシステム統合を進め、「静岡県統合基盤GIS」として運用している。平成25年度末までに、技術的に統合が困難なシステムを除いた10システムの統合が完了している。
- ・「静岡県統合基盤GIS」は、庁内業務に利用する「庁内サイト」と一般公開用の「公開サイト」を運用している。
- ・危機管理部で運用している「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」については、災害時に外部機関とのリアルタイムな情報共有に利用し、アクセスが集中する中で安定した稼動が要求されることから単独運用しているが、第4次地震被害想定などの静的な防災情報は、一般公開することにより、防災意識の向上が期待できるため、平成24年度から公開サイトに掲載し一般公開を始めた。
- ・平成25年6月には、公開サイトで「土砂災害警戒情報補足システム」の一般公開を始め、気象庁から送られるデータを分かりやすく公開することで、市町の避難勧告・避難指示の検討等に活用されている。
- ・統合が完了し、庁内での利用者数が増えたことにより、庁内サイトのサーバへの負荷が増大し、レスポンスの悪さが指摘されているため、システム運用や維持管理体制について全庁的な体制を整える必要がある。
- ・第4次地震被害想定等の防災情報や土砂災害警戒情報補足システムの公開により、公開サイトへのアクセスが急増しており、安定的な稼動が求められている。

### 【今後の取組】

- ・GISの活用により、業務の効率化や可視化が可能となるため、庁内業務への積極的な利活用促進を図る。
- ・庁内業務で蓄積した地理空間情報については、可能なものから積極的に一般公開を進めるとともに、オープンデータとしての提供を促進する。
- ・統合が完了したことから、交通基盤部建設支援局技術管理課を「静岡県統合基盤GIS」の主管課とし、庁内サイトについては、サーバ負荷軽減のため、平成26年度に電子県庁課で運用する「県庁情報処理基盤」への移行を行う。
- ・公開サイトの安定的な稼動のため、外部のクラウド環境を利用し、過負荷への備えを万全にする。
- ・外部機関とのシステム連携や特殊機能を有するシステムなど、技術的に統合が困難なシステムについては単独運用を継続する。

静岡県統合基盤GIS一覧

	統合した個別GIS	担当課
1	交通基盤部地理情報システム	技術管理課
2	環境影響評価データベース	生活環境課
3	指定道路台帳閲覧システム	建築安全推進課
4	都市計画情報GIS	都市計画課
5	農山村整備把握システム	農地計画課
6	地籍調査促進地図情報システム	農地計画課
7	遺跡包蔵地システム	文化財保護課
8	土砂災害情報マップ	砂防課
9	企業局施設管理台帳システム	企業局事業課
10	高齢者あんしん窓口マップ	長寿政策課

単独運用を継続するGIS一覧

	システム名	担当課	単独継続の理由
1	ふじのくに防災情報共有システム	危機政策課	災害時の外部機関連携
2	土壌汚染情報システム	生活環境課	汚染範囲推定の特殊機能
3	森林情報システム	森林計画課	外部との情報共有機能
4	医療ネットしずおか	地域医療課	外部医療機関との連携

※ふじのくに防災情報共有システムの第4次地震被害想定等は統合基盤GISで一般公開している。

【工程表】

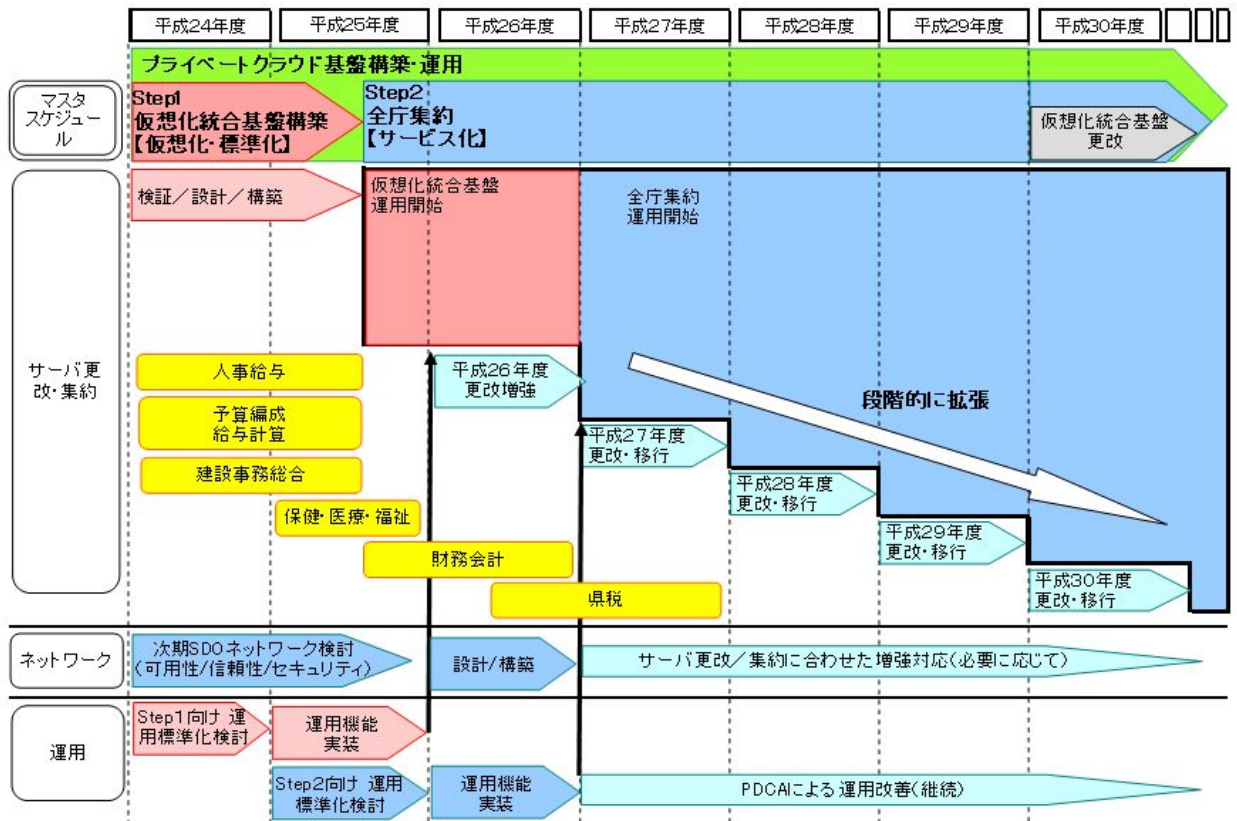
項目	H25	H26	H27	H28	H29
静岡県統合基盤GIS ・ 庁内システム  ・ 一般公開システム		情報処理基盤へ移行	運用		
			運用		
ふじのくに防災情報共有システム			運用		
土壌汚染情報システム			運用		
森林情報システム			運用		
医療ネットしずおか			運用		



### III-4-5 クラウドをベースとした業務システムの最適化

#### 【現状と課題】

- 平成 18 年 11 月に策定した「情報システム最適化基本方針」に基づき、大型コンピュータから脱却し、高性能化された小型サーバやネットワークを利用した個別サーバシステムに順次移行させてきた。
- 平成 23 年度から、すべての業務システムが特定業者の技術に依存しないオープン系システムとして構築・運用されてきたが、各システム機器が庁内に分散構築され、それぞれ個別に最大の利用量に合わせ運用管理している状況となっており、全庁的に見ると、非効率的な運用・保守管理、ハードウェアやソフトウェアの個別利用、セキュリティ・災害対策等のばらつきが課題となっていた。
- こうしたことから、平成 24 年 3 月に、「業務別のシステム管理」から全体最適化の視点を加え「適材適所かつ効率的なシステム管理」を行うための静岡県情報処理基盤（インフラ統合）整備の基本計画を策定した。
- 平成 25 年 10 月に県庁情報処理基盤（県庁クラウド）を整備し、人事給与、予算編成・給与計算システムを基盤上に移行し、業務システムのプライベートクラウド化がスタートした。



県庁クラウド工程表

## 【今後の取組】

- 平成 25 年度までに、「人事給与」「予算編成・給与計算」「建設事務総合」など 9 システムを県庁情報処理基盤に移行したが、平成 29 年度までに、さらに 15 システムを移行させる。
- 各システムに適合した効率的なシステム管理を行うため、外部サービスの利用が有効な業務システムについては、インターネット接続環境の整備等を行いパブリッククラウドの利用を積極的に推進し、外部サービスの利用に適さないシステムは、プライベートクラウド（県庁情報処理基盤）に統合するか、または、個別サーバシステムでの運用を継続し効率化を図ることとし、情報システム全体の最適化を推進する。
- 社会保障・税番号制度が平成 28 年 1 月から一部利用開始となっており、平成 29 年 7 月から情報連携が開始される。県としては、自らが保有する業務システムの改修や国や他地方公共団体等との情報連携に向けて対応を進めていく。

### 社会保障・税番号制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

#### 基本理念

○ 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

#### 個人番号

○ 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを交換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。

○ **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。

○ 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

#### 個人番号カード

○ 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。

○ ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、**ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めのないものとする。

#### 個人情報保護

○ 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。

○ **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するもの限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。

○ 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組みを構築**。

○ 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の提供（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

#### 法人番号

○ 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。**法人番号は原則公費**。※民間での自由な利用も可。

#### 検討等

○ 法施行後 3 年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

○ 法施行後 1 年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

（出典：平成 25 年度総務省情報通信白書）

【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
○パブリッククラウドの利用 促進			パブリッククラウドの利用促進		
○県庁情報処理基盤	構築		運用		
		各システム順次移行			
○社会保障・税番号制度対応 ・庁内システム改修 ・共通あて名システム開発 ・中間サーバ設置 ・連携テスト、総合運転テスト ・個人番号の利用、カード交付 ・情報連携 ・市町への支援				連携テスト	総合運転テスト
		個人番号の利用・個人番号カード交付			
				情報連携開始 ●	

(参考) 県庁クラウドの効果

- ・平成 25 年度から平成 32 年度までの効果

移行対象システム	25 システム
コスト削減効果	約 19 億 5 千万円
サーバ削減効果	約 4 分の 1 に削減 (△177 台)
その他の効果	耐震やセキュリティの向上、電気代の節約等

## III-4-6 自治体クラウドの推進

### 【現状と課題】

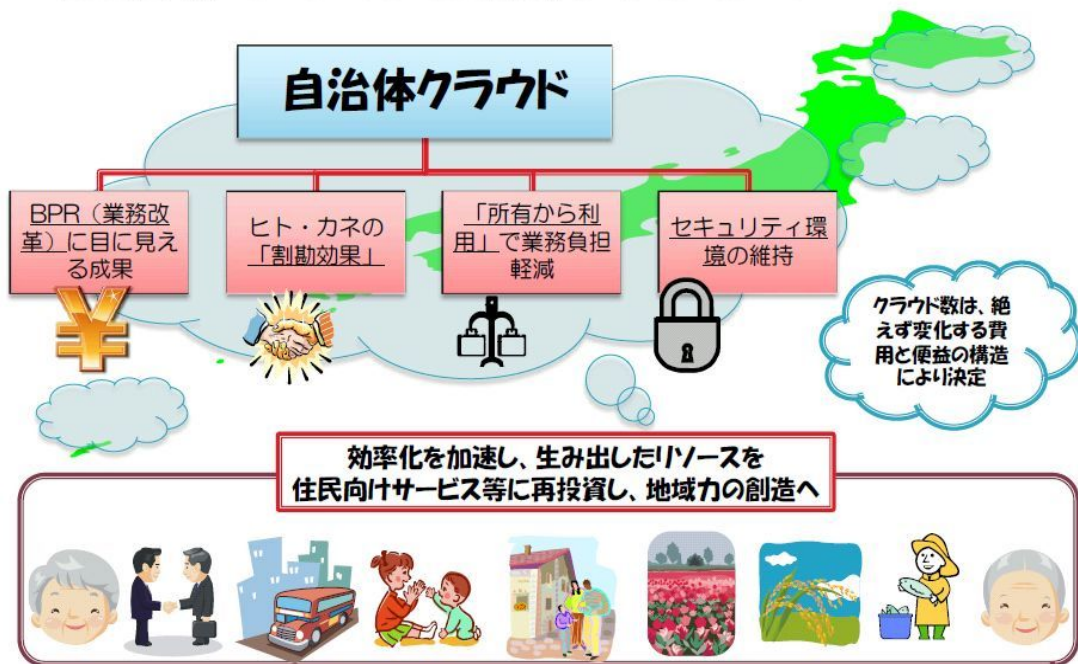
- ・自治体クラウドとは、一般に地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンタにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組を指し、複数の団体の情報システムの集約と共同利用を行うことで、運用経費の削減や業務負担の軽減を目指すものであり、また、災害時における業務継続の手段としても非常に有効なものとしてされている。
- ・自治体クラウド実現のためには、各団体ごとに構築・運用してきた情報システムを集約し、「標準システム」を構築することとなるが、そのためには、業務の処理方法の共通化や標準化が必要であり、現在の業務の見直し（BPR）が前提となる。
- ・標準システムを利用して実運用できる自治体クラウドを構築する際に障害となるのが、既存システムから標準システムへのデータの移行作業とされている。
- ・一般に規模の小さな自治体においては、行政情報システムの構築、運用が事業者任せになっているケースが見られ、情報システムやデータといった情報資産の適正な管理や活用など、ITガバナンス確立への対応が困難な状況にあると思われる。

### 【今後の取組】

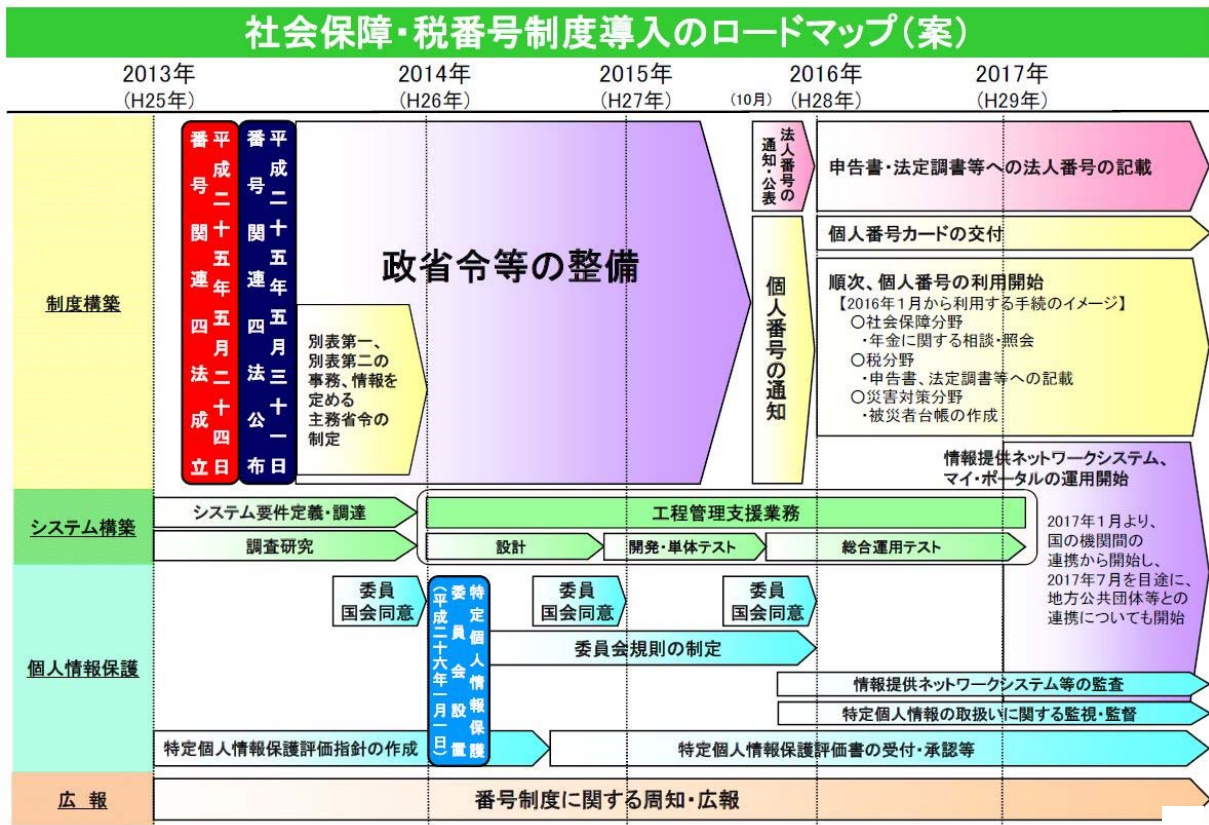
- ・自治体クラウドにはシステム統合や共同化によるコスト削減・業務負担に軽減のほかにも、データのバックアップや業務の継続性の確保・セキュリティの向上などのメリットがあり、災害に強い情報処理基盤の構築という面からも推進していく必要がある。
- ・平成25年度に実施した、県内の市町自治体クラウドによる情報システム共同化を検討する基礎調査結果をもとに、IT投資削減や災害対策の強化を目的に、共同化・クラウド化を推進するため、市町と連携して検討を行っていく。
- ・自治体クラウドの導入による事務の効率化等によって生み出される人的資源を情報の高度活用が可能な人材へと転換し、ITガバナンスの確立を図る。そのために県のもつ人材の活用による市町支援の強化や、市町における人材の育成のためにセミナー等を開催し、啓発の取組を進める。
- ・「自治体クラウド検討会」及び平成26年度に設置予定の行政経営研究会・「自治体におけるクラウド等ICTの利活用研究部会（仮称）」において、自治体クラウドの具体的な検討を行うための枠組みを形成するなどの取組を進めていく。また「番号制度導入に関する庁内連絡会」を中心に、喫緊の課題であるマイナンバー制度の導入に向け、県庁内の着実な対応に加え、市町への導入に関する調整・支援についても必要な対応を行っていく。



# 自治体クラウドに期待するもの



(出典：「自治体へのクラウド導入の全国的展開に向けた説明会」配布資料)



(出典：平成 25 年 11 月 内閣官房社会保障改革担当室 配布資料)



# IV ICTの利活用推進を支える基盤の強化

## IV-1 情報通信インフラの整備促進

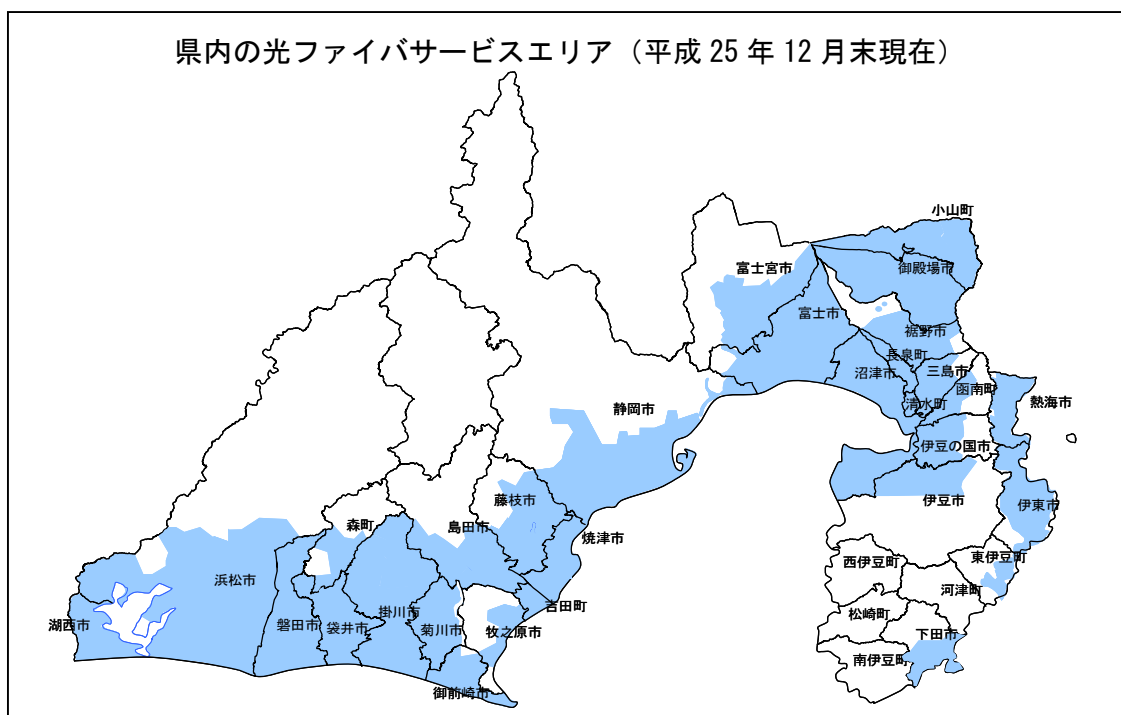
国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、ITインフラに関しては、2000年以降、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されているが、今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保するとともに、耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から離島を含めた全ての地域における国民のブロードバンド環境の整備するなど、世界で最も強靱なブロードバンド環境を整備すると共に、日本と世界をつなぐ信頼性・安全性の高いグローバルインフラの整備を進めていくことが必要であると位置づけている。

### IV-1-1 ブロードバンドの普及促進

(光ファイバ)

【現状と課題】

- ・ 超高速・大容量の情報伝達が可能な光ファイバによる情報通信網は、重要な社会インフラであるが、事業者は採算性の面から条件不利地域の整備に消極的であり、県内に格差が生じている。このため、県では、平成19年に「しずおか光ファイバ整備構想」を策定するとともに、平成20年度から、条件不利地域における市町や民間事業者が主体となる光ファイバ網整備に対する補助事業を実施している。



- 平成 25 年度末における県内の光ファイバ網世帯カバー率は 86%以上となる見込みであるが、依然として伊豆半島、榛北地域、遠州北部を中心に光ファイバ網の未整備地域が広がっているため、県内の情報格差の是正の観点から、こうした地域に対して整備を促進するよう働き掛けを強めていく必要がある。

### 【今後の取組】

- 超高速インターネット網は、地域社会において必要不可欠なインフラであることから、県内の情報格差解消のため、光ファイバ網整備推進事業を活用しながら、重点的な整備を推進し、平成 29 年度末までに超高速ブロードバンド世帯カバー率 95%以上を達成する。
- 未整備地域の整備を促進するため、県の補助制度の活用について、地域住民・市町との協議促進、事業者への働き掛け、地域情報化コーディネータの派遣等、各地域での光ファイバ網整備への理解と活用を深めていく。
- 企業誘致予定地域等、市町が重点的に整備を計画する地域等の優先順位を付けた順次整備や、柔軟な回線構成を活用した地域の実情に応じた整備を推進していく。
- 国が市町村等を支援する「情報通信利用環境整備推進交付金」について、補助率の拡大、支援対象の拡大、予算枠の拡大を国に要望していく。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・光ファイバ網の整備推進 (補助制度の活用) ※は予定 (情報格差の解消)	掛川市 小山町	※伊豆市 ※川根本町			
	未整備地域・通信事業者への働き掛け				

### (CATVインターネット)

#### 【現状と課題】

- 県内 25 市町でCATVサービスが提供されており、県内の加入世帯数は 2.3 万世帯（平成 25 年 9 月末）で、世帯普及率は 1.8%【総務省調べ】となっている。
- CATVによるインターネットサービスは、全国の加入世帯数は 604.2 万世帯（平成 25 年 9 月末）で、世帯普及率は 11.2%【総務省調べ】となっており、今後もブロードバンドの基幹の情報通信基盤の 1 つとして期待される。

#### 【今後の取組】

- 県内のCATV会社の一部では幹線部分の光化を進めているが、CATVインターネ



ットが高速化・大容量化されれば、地域の情報を提供する有力な手段となることから、光ファイバ網整備推進事業の活用等により、地元市町と連携しながら超高速化の普及に取り組んでいく。

#### (A D S L)

##### 【現状と課題】

- ・ A D S Lは、受信に比べ発信の通信速度が遅いため、情報発信に難があり、また、距離による伝達速度の減衰があるため、電話局舎から4 k m以上離れている地域では実質的に利用できない。このため、県内のA D S L契約者数は減少傾向にあり、光ファイバ契約者数がA D S L契約者数を上回っている。
- ・ 電話局から居宅等までの電話回線の一部に光ファイバケーブルが使用されていること等により、A D S Lが利用できない地域がある。

##### 【今後の取組】

- ・ A D S Lは利用料金が安価なため、今後も一定の利用率を維持するものと思われるが、今後のI C T利活用の促進を通じて、超高速通信基盤への移行環境を整備する。
- ・ A D S Lが利用できない地域は、光ファイバの整備を視野に置きつつ、当面、第3世代以降の携帯電話や、衛星ブロードバンドの利用へ誘導する。

#### (W i M A X)

##### 【現状と課題】

- ・ 無線通信によるモバイルW i M A Xは、サービス開始以降、サービスエリアを拡大し、平成25年10月現在で全人口カバー率が約94%となっており、県内でもサービスが提供されている。
- ・ 最近では、下り最大110Mbpsの通信速度を達成したW i M A X2.1を利用したサービスも開始され、平成26年度中には全国の主要都市に拡大するとされている。

##### 【今後の取組】

- ・ W i M A Xは有線の回線敷設が困難な山間部等で高速通信を行う有効な通信手段であり、有線に比べ低コストで整備できるため、有線による情報通信基盤の補完として、県の補助事業による活用検討を市町と連携して進める。

#### (携帯電話ブロードバンド)

##### 【現状と課題】

- ・ 第3.9世代携帯電話(L T E)の利用可能エリアの拡大により、スマートフォンの普及に伴い急激に増加したデータ送受信に対応できるようになった。

- ・ LTEは、携帯電話各社がそれぞれに基地局の増設を行っており、都市部からサービスが提供されているため、都市部以外でのサービス開始は時間がかかることが懸念される。

#### 【今後の取組】

- ・ 携帯電話ブロードバンドは、有線の回線敷設が困難な山間部等で高速通信を行う有効な通信手段であり、有線に比べ低コストで整備できるため、有線による情報通信基盤の補完として、県の補助事業による活用検討を市町と連携して進める。

#### (衛星ブロードバンド)

#### 【現状と課題】

- ・ 平成 21 年度から、家庭へのアンテナ設置により山間部を含む全国で利用できる衛星ブロードバンド・サービスが開始されている。
- ・ 導入費用が 45 万円程度と高額である。また、通信速度が下り最大 4 Mbps 程度にとどまる。

#### 【今後の取組】

- ・ 導入費用、通信速度、天候の影響等の課題はあるものの、地形的・地理的条件や採算性等の理由で、光ファイバ網等の有線の敷設が当面困難な条件不利地域では有効な通信手段であることから、当該地域の県民への周知を行うとともに、急速に進む LTE の普及状況も見ながら、市町への支援方法を検討していく。

## IV-1-2 携帯電話の地理的情報格差の解消

### 【現状と課題】

- ・ 県では、地理的に条件不利な地域において、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消を図るため、携帯電話等の基地局施設を整備する市町に対する補助事業（国の間接補助事業）を実施しており、平成3年度以降、14か所、7,251世帯の不通話地域の解消を図ってきた。
- ・ 県内にはまだ約400世帯の不通話地域が存在する（平成24年11月調査）ので、一刻も早く不通話地域の解消を図っていく必要がある。

### 【今後の取組】

- ・ 県内の携帯電話の不通話地域については、通信用鉄塔等の基地局施設を整備する市町に対する補助を行うことにより、不通話エリアの解消を図っていく。

## IV-1-3 地上デジタル放送の利活用促進

### 【現状と課題】

- ・ 地上デジタル放送は、ハイビジョン放送、データ放送、字幕放送など今までにない高度で多様なサービスが可能であり、電話回線やインターネット回線などを通じて、視聴者の番組への参加やリクエストなど双方向のサービスの利用も可能である。
- ・ 地上デジタル放送で可能となる機能を活用した行政情報や地域情報提供サービスについて、複数の地方公共団体で実証実験や調査研究が行われ、防災、医療等の各公共分野において、公共性の高い情報を提供することの有用性が実証されている。
- ・ 県では、平成 15 年度から「地上デジタル放送用行政情報収集・提供システム」を運用して、県民へ、地上デジタル放送のデータ放送による行政情報の提供を行っている。
- ・ 国の中継局の整備は、平成 24 年度をもって完了しているが、山間部を中心にまだ難視聴世帯が残っている。

### 【今後の取組】

- ・ 県民へ防災、医療情報等を適時・的確に提供するため、放送事業者、各部局や市町との協働の強化による運用体制やシステムの改善などの充実に努める。
- ・ 県内の地上デジタル放送の難視地域については、国・放送事業者の責任において、早期に恒久的対策が完了するよう、国の放送事業者に対する技術支援や補助制度の充実に要望していく。また、平成 25 年 10 月の台風 26 号による土砂災害で被災した伊豆大島の伊豆東海岸局については、今後とも放送事業者・市町から情報収集をしていく。

## IV-2 情報セキュリティと安全・安心な利用

国の『世界最先端IT国家創造宣言』では、「世界最高水準のIT社会」の実現を目指す我が国において、サイバーセキュリティの強化は、国家の安全保障・危機管理のみならず、IT・データ利活用の促進等を通じた我が国の産業競争力強化等のためにも不可欠なものであり、世界を率先する強靱で活力あるサイバー空間を構築することにより「サイバーセキュリティ王国」を実現することが重要であると位置づけている。

### IV-2-1 情報セキュリティに関する取組の強化

#### 【現状と課題】

- ・ 地方公共団体などの公的機関は、法令等に基づき個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有しており、情報セキュリティ対策を講じて情報を守ることが求められている。県では、平成16年度に「静岡県情報セキュリティポリシー」を策定しており、県内市町においても、現在、情報セキュリティポリシー策定率は100%となっている。
- ・ ハードウェアでは記憶容量が飛躍的に大容量化し、特に携帯可能なUSBメモリ等の安価で大容量の外部記憶媒体が普及したことにより、大量のデータの持ち出しが可能となり、紛失・盗難による情報流出事故が発生している。
- ・ 情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、事故を防ぐには、個人情報等について、保有や取得の制限、利用目的の明示、正確性及び安全性の確保などを規定し、運用するとともに、定期的に点検、見直しを行うなど徹底した改善が必要である。
- ・ 平成22年度の教育総合ネットワークシステム導入以降、全県立学校のウィルス対策を一元管理化し、校務用PCの本庁集中管理によるセキュリティの向上を行う等、県立学校における情報セキュリティ対策を強化した。
- ・ 教育総合ネットワークでは、「校務用パソコン」と「教育用パソコン」において、Web閲覧時に感染するウィルスの増加によるリスク対策、個人情報流失への対策、ネットワークの維持管理といった情報セキュリティの確保とインターネットとの接続を両立させるためにフィルタリングによる制限を行っている。また、教育総合ネットワークシステムの掲示板や校務用パソコン起動時のポップアップ画面等を利用して、教職員への注意喚起を行っている。
- ・ 平成25年6月に、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシー等を補うことを目的に「教育総合ネットワークシステムにおけるクラウドサービス利用のガイドライン」を策定し、クラウドサービスの安全・安心な利用を図った。

### 【今後の取組】

- ・ 今後も、技術的な情報セキュリティ対策については最大限の配慮を行い、最新動向や先進事例を踏まえて対策を行っていく。また、人的な情報セキュリティ対策として、情報セキュリティポリシーに関する全職員の理解を高めていく。特に標的型攻撃に対しては、技術的に適切な対策を施すとともに、啓発（訓練を含む）にも努めていく。
- ・ ICTの利活用に当たり、静岡県個人情報保護条例に則った適正な個人情報保護対策が講じられるよう、引き続き、コンプライアンス推進月間、新規採用職員向けの研修や個人情報取扱事務担当者研修会等の開催、SDO掲示板を活用したUSBメモリの適正な取扱い等の注意喚起、個人情報取扱事務実地指導等を実施していく。
- ・ 『世界最先端IT国家創造宣言』における、教育環境自体のICT化等の施策について対応できるよう「教育総合ネットワークシステムにおけるクラウドサービス利用のガイドライン」を強化し、クラウドサービスの安全・安心な利用に資する。

### 【工程表】

項目	H25	H26	H27	H28	H29
・ 個人情報保護対策の推進			実施		→

## IV-2-2 ネット犯罪の防止

### 【現状と課題】

- ・ インターネットなどのICTを駆使した犯罪、いわゆるサイバー犯罪に関して、警察庁資料によると、全国の平成24年の検挙件数は、7,334件となっており、年々増加している。
- ・ 本県では、県警の資料によると、平成24年のサイバー犯罪検挙件数は約200件と平成22年の約500件をピークに減少しているものの、依然平成17年の約4倍の件数となっている。内容は、不正に入手した他人のIDとパスワードを使用した不正アクセスなどの不正アクセス禁止法違反と、インターネットに起因する児童の性被害が多くなっており、取締りの強化など、県民への犯罪被害防止が求められている。

### 【今後の取組】

- ・ インターネットを利用した架空請求やフィッシング詐欺などの事例を広く県民に紹介し、インターネット利用による犯罪被害の防止啓発を行うとともに匿名性の高いインターネットを利用したサイバー犯罪に関する取締りを強化する。
- ・ スマートフォンや携帯電話等の利用によるトラブルやネット依存等から児童生徒を守るため、情報活用能力を基盤として情報を扱う上での責任感等を養うための情報モラル教育を推進する。





# 用語解説



用語	解説
ADSL	→DSLの項を参照。
ASP	Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者。
BCP	Business Continuity Plan の略。何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと、または業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画。
BYOD(Bring Your Own Device)	企業などで私物の情報端末などを持ち込んで業務で利用すること。私用で普段から使っているスマートフォンなどから情報システムにアクセスし、必要な情報を閲覧したり入力したりすることなどを意味する。
CATV	ケーブルテレビCable Television の略。有線によるテレビ放送サービス。もともとは難視聴地域の解消のために整備されてきたが、最近では多チャンネルテレビ放送やインターネット接続サービスの提供にも利用されている。
DSL	Digital Subscriber Line の略。デジタル加入者回線。電話用の回線で、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。
FWA	Fixed Wireless Access の略。加入者系無線アクセスシステム。最大百数十Mbpsの速度となるP-P（対向）方式や、最大10Mbpsの速度となるP-MP（1対多）方式がある。
GIS	Geographic Information Systems の略。地理情報システム。地図情報をデジタル化し、そこに位置情報や統計情報などを組み合わせ活用するシステム。
ICT	Information & Communications Technology の略。
LAN	Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等の狭い空間においてコンピュータやプリンタ等の機器を接続するためのネットワーク。
LGPKI(地方公共団体組織認証基盤)	地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の手続、あるいは、地方公共団体相互間の文書のやり取りにおいて、盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性（本人が作成した文書に相違ないこと）を担保するための仕組み。
LGWAN-ASP	LGWAN Application Service Provider の略。LGWAN経由で地方公共団体に各種行政事務サービスを提供する事業者及びサービス。
LINE	スマートフォンなどで短い文字メッセージの交換や音声通話などができるアプリケーションソフト。携帯電話のデータ通信機能を利用して、音声をデータに変換して送受信する方式のため、LINE利用者間の通話はパケット定額制に加入していれば携帯電話会社の違いに関わらず無料で通話できる。

用語	解説
LTE	Long Term Evolution の略。3G規格であるW-CDMA やHSPA 規格の後継となる高速データ通信を実現する移動体通信の規格のこと。「3.9G」とも呼ばれる。
USBメモリ	USBコネクタに接続して使用する、フラッシュメモリを内蔵した持ち運び可能な記憶装置。
VPN	Virtual Private Networkの略。インターネットなどの公衆回線を利用した仮想的な専用回線。
WAN	Wide Area Network:「広域通信網」の略。電話回線や専用線を使って、本庁と出先機関など地理的に離れた地点にあるコンピュータ同士を接続し、データをやり取りすることを言う。
WiMAX	Worldwide Interoperability for Microwave Access の略。通信距離が数km程度と長い距離をカバーし、提供地域内における無線によるブロードバンド接続を実現する。
アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。高齢者や障害者等、ハンディを持つ人などにとって、どの程度利用しやすいかということの意味する。
アプリケーション (アプリ)	ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェア。
新たな情報通信技術戦略	政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT戦略本部) が平成22年5月11日に決定した戦略。「過去のIT戦略の延長線上にあるのではなく、新たな国民主権の社会を確立するための、非連続な飛躍を支える重点戦略 (3本柱) に絞り込んだ戦略」と謳われている。
イノベーション	新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。
ウェブサイト	1冊の本のように、ひとまとまりに公開されているウェブページ群。また、そのウェブページ群が置いてあるインターネット上での場所。
オープン化	特定メーカーのハードウェアやソフトウェアに限定されることなく構築できるシステムをオープンシステムといい、オープンシステムに移行すること。
オープンデータ	政府や自治体が保有する統計・行政などのデータを2次利用可能な形で公開する取組。またはそのデータのこと。
オープンデータカタログ	ある機関が保有するオープンデータを一か所にまとめ、ダウンロードできるようにしたサイト。
仮想化	1台のコンピュータを複数のマシンに見せかけたり、逆に複数のコンピュータを1台のマシンであるかのように見せかける技術。

用語	解説
仮想デスクトップ (VDI)	企業の情報システムなどで、デスクトップ環境を仮想化してサーバ上に集約すること。利用者はクライアント機からネットワークを通じてサーバ上の仮想マシンに接続し、デスクトップ画面を呼び出して操作する。そのような環境やシステムを「VDI」(Virtual Desktop Infrastructure：仮想デスクトップインフラ)と呼ぶ。
業務の見直し (BPR)	BPR:Business Process Re-engineering。企業活動に関するある目標(売上高、収益率など)を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化すること。
クライアント (端末)	コンピュータネットワークにおいて、サーバコンピュータの提供する機能やデータを利用するコンピュータのこと。インターネットを利用する際のパソコン端末などがこれに当たる。
クラウドコンピューティング	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群 (クラウド (雲) ) にあり、自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができるコンピュータ・ネットワークの利用形態。
グループウェア	情報共有やコミュニケーションの効率化を図るため、会社等のグループでの作業を支援するソフトウェア。
検索エンジン	インターネットで公開されている情報をキーワードなどを使って検索できるウェブサイトのこと。
公共情報コモンズ	公共情報共有基盤。安心・安全に関わる公的情報等を迅速・正確に住民に伝えることを目的に、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者から情報を収集し、放送事業者等の住民に情報を伝える情報伝達者に配信するシステム。平成22年度に実用化試験。
高度道路交通システム (ITS)	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システム。情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築することで、渋滞、交通事故、環境悪化等の道路交通問題の解決を図るもの。
コラボレーション	コンピュータシステムを活用した多人数の共同作業。ネットワーク上にデータをおき、ネットワーク利用者同士での連携すると共同作業がスムーズに行える。
コンテンツ	文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、またはその情報内容のこと。電子媒体やネットワークを通じてやり取りされる情報を指すことが多い。
コンピュータウイルス	コンピュータシステムの破壊等を目的としたプログラムのこと。電子ファイル、電子メール等を介して他のファイルに感染することにより、その機能を発揮する。
サーバー	ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータ。ネットワークで発生する様々な業務を、内容に応じて分担し、集中的に処理する。

用語	解説
サイバー攻撃	インターネットなど外部から、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行ったり、標的のシステムを機能不全に陥らせること。
サイバー犯罪	コンピュータや通信ネットワークを用いて行われる犯罪の総称。特に、インターネットなど広域通信網を介して遠隔から実行されるもの。犯罪の範囲は各国の刑法により異なるが、日本では不正アクセスやフィッシング詐欺、架空請求、不正送金、著作物の不正コピーや公開、わいせつ物・児童ポルノなどの頒布・販売・取引、掲示板・SNSでの名誉毀損や業務妨害(脅迫や犯罪予告など)などが挙げられる。
しずおかデジタル・オフィス	SDOと略す。静岡県庁の庁内ネットワーク。
自治体クラウド	クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。
社会保障・税番号制度	複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）のこと。
情報リテラシー	パソコンなど情報機器・サービスを使いこなして、インターネットなどから得られる情報を活用するための能力のこと。
スマートデバイス	携帯型パソコン以外で、予め用途や機能が固定されておらず、ソフトウェアや周辺機器を追加したり入れ替えることで様々な用途に利用できる、個人用のコンピュータ製品のこと。一般的にはスマートフォンとタブレット端末の総称という意味で用いられる。
スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。
セキュリティポリシー	企業や自治体など組織における、情報セキュリティに関する基本方針のこと。
総合行政ネットワーク	LGWAN (Local Government Wide Area Network の略)。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。
ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)	Social Networking Service(Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス (サイト)。会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、周知する範囲を選択の上公開できるほか、SNS上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。
ソーシャルメディア	ソーシャルネットワーキングサービスを参照

用語	解説
タブレット端末	板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面(タッチパネル)になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプのコンピュータのこと。充電池を内蔵し持ち運んで好きな場所で利用できる。無線LANや3G携帯電話のデータ通信機能なども内蔵しており、インターネットなどを通じてコンテンツやアプリケーションソフトを入手し、閲覧・操作することができる。
地方税ポータルシステム	eLTAXと略す。エルタックス。地方税ポータルシステム。地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステム。
ツイッター	個々のユーザーが「ツイート」と呼ばれる140文字以内のつぶやきを投稿し、そのユーザーをフォローしているユーザーが閲覧できるサービス。タイムラインと呼ばれる自分のページには自分の投稿と自分がフォローしているユーザーの投稿が時系列順に表示される。
データセンター	顧客のサーバーや情報をインターネット上で保管・管理する施設。
テレワーク	ICTを活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方。企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク(例:住宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス等での勤務)と、個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワーク(例:SOHO、住宅ワーク)に大別される。
電子書籍	書籍の体裁に近い形で、パソコンや携帯情報端末や携帯電話などのICT機器で読めるようにしたデジタルコンテンツ。紙媒体の書籍と異なり、音声や動画を掲載するなど、電子書籍特有の表現を行うことが可能。
トレーサビリティ	過程や来歴などが追跡可能である状態のこと。
ハイビジョン放送	現在放送されている高精細テレビ放送の総称。走査線数は従来のテレビ放送の525本から1125本と倍以上になり、画面のアスペクト比(縦横の比率)は従来方式の3対4から9対16へとワイドになっている。
パブリッククラウド	データセンター事業者などから、広く一般の利用者に提供されるクラウドコンピューティング環境のこと。利用者の要望に応じてソフトウェアやハードウェアの利用権などがネットワーク越しに提供される。
パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続。行政機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
ビッグデータ	利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS(全地球測位システム)から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。

用語	解説
フィルタリング	インターネットのウェブページ等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等の選択的な排除等を行うソフトウェア。
フェイスブック (facebook)	フェイスブック社が提供する世界最大の利用者数を誇るSNS。元は、アメリカで学生向けにサービスを展開していた。実名登録が特徴で、現実の世界での人間関係に基づいた交流が行われる。
プライベートクラウド	行政機関や企業などが自組織内で利用するために構築したクラウドコンピューティング環境。職員や関連組織など、内部の限定された利用者に向けて、ソフトウェアやハードウェアの利用権などがネットワーク越しにサービスとして提供される。
ブロードバンド	FTTH、ADSL、CATV インターネットなど、通常数Mbps以上の高速・大容量で利用できる回線。高速・常時接続・定額料金であることが多い。
ブログ	Weblog (ウェブログ) の略。用意された様式を利用することで、ホームページよりも簡易に個人のページを作成し、公開できる。個人的な日記や個人のニュースサイト等が作成・公開されている
プライバシーマーク	日本工業規格 (JIS Q 15001) に適合して、個人情報の取扱を適切に行う体制等を整備していることを認定された事業者に対し、財団法人日本情報処理開発協会 (JIPDEC) が付与するマーク。Pマークとも呼ばれる。
ポータル	最初に訪れる「玄関 (ポータル)」のこと。ポータルサイトというと、インターネットの利用者が、最初に訪れる玄関となるサイトのことを指す。一般的には、検索機能、ニュース速報、オンラインショッピング、掲示板など様々な機能を提供する総合検索サイトのことを指すことが多い。今後は地方自治体のサイトも、地域情報や電子自治体サービスを提供するポータルサイトとなることが期待される。
マルチペイメントネットワーク	MPNと略す。金融機関と公共料金等の収納企業をネットワークで結び、利用者がインターネットバンキング・ATM・電話等の各種チャネルを利用して公共料金等を支払うことができる仕組み。国内では「ペイジー (Pay-easy)」のサービス名で提供。
マルチメディア	コンピュータ上で、文字、静止画、動画、音声など、様々な形態の情報を統合して扱うこと。
メールマガジン	電子メールを利用して発行される雑誌。発行者が購読者に定期的にメールで情報を届けるシステムのこと。
メディア・リテラシー	マスメディアやインターネットからもたらされる情報について、その意味や情報の背景にあるものを理解し活用する能力のこと。
モバイル	もともとは「可動性の」、「固定されていない」という意味の英単語 (mobile) で、屋外・移動中の利用を指す言葉。



用語	解説
ユーストリーム (Ustream)	利用者はパソコンや携帯電話などで動画を録画しながら同社サーバに送信し、同社サイトから視聴者にリアルタイムに配信(ストリーミング配信)することができる。テレビ中継のような動画のリアルタイム配信を個人レベルで行うことができる。「ユースト」などと略されることもある。
ユーチューブ (Youtube)	YouTube社が運営する、動画コンテンツ共有サイト。閲覧したい動画のキーワード検索も行うことができ、会員登録したユーザは閲覧した動画に対するコメントの投稿や、動画の評価もできる。
リモートアクセス	ネットワークやコンピュータに、通信回線やインターネットなどを介して外部から接続すること。遠隔地のコンピュータにリモートアクセスすることによって、そのコンピュータを、直接操作することができる。
リモートSDV (RSDV)	SDV:Source Data Verificationの略。製薬会社の担当者が社内の専用端末を使用し、会社にいながらいつでも電子カルテの情報を確認できる。従来、新薬開発に取り組む製薬会社は、試験期間中病院が管理する電子カルテなどの原資料と、治験を実施する機関から提出のあった治験データの報告に、転記漏れ等の誤記がないかのチェックを直接来訪し確認をしていたが、リモートSDVを利用すれば来訪せず行うことができる。
ワンストップサービス (OSS)	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるようにされたサービス。



**静岡県情報化基本計画  
「新ふじのくにICT戦略」**

平成26年3月発行

静岡県高度情報化推進本部

(事務局 静岡県企画広報部情報統計局情報政策課)

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2360

FAX番号 054-251-4091

E-mail [i-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:i-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp)

